

## 17 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

鹿児島県環境基本計画に対する平成22年度の施策等の進捗状況（実施状況）は次のとおりです。

| NO  | 第3章 施策の展開                                                                                          | 主務課                       | 平成22年度の進捗状況（実施状況）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <b>第1節 安心できる健やかな環境の確保</b><br><b>1 大気環境の保全</b><br><b>(1) 環境基準の達成維持</b><br>○常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。 | 環境保全課                     | <b>第1節 安心できる健やかな環境の確保</b><br><b>1 大気環境の保全</b><br><b>(1) 環境基準の達成維持</b><br>○本県の大気環境は、17測定局（鹿児島市調査分を含む）における常時監視の結果、二酸化硫黄や光化学オキシダントで、火山活動や大陸からの移流等の要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。                                                                                                                 |
| 001 |                                                                                                    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 002 | <b>(2) 工場・事業場対策</b><br>○大気汚染防止法や公害防止条例等に基づき、ばい煙や粉じんについて引き続き規制を行うとともに、監視体制を充実・強化します。                | 環境保全課                     | <b>(2) 工場・事業場対策</b><br>○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（102施設）を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査（10施設）を実施。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 003 | ○燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換を促進します。                                                                       | 地球温暖化対策課                  | ○地球環境を守るかごしま県民運動において、事業所での燃料使用量の削減を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 004 | ○低ばい煙施設の設置や使用など発生の抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。                                               | 環境保全課                     | ○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者を指導。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 005 | ○ダイオキシン類の監視体制を充実・強化します。                                                                            | 廃棄物・リサイクル対策課<br>環境保全課     | ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。<br>○ダイオキシン類に係る環境調査を実施（大気4地点、公共用水域水質・底質11地点、地下水質6地点、土壌6地点）、環境基準超過はなし。                                                                                                                                                                                                 |
| 006 | <b>(3) 自動車排出ガス対策</b><br>○交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備、交差点の改良及び地域の状況に応じた立体化など、交通流対策に努めます。     | 道路建設課<br>道路維持課<br>県警交通規制課 | <b>(3) 自動車排出ガス対策</b><br>○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。<br><br>○交通管制センターエリア内へ1交差点を拡大整備するとともに円滑化対策地区等73交差点において信号機改良を実施し交通の安全と円滑化を図った。                                                                                                                                                                                               |
| 007 | ○トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など、物流の効率化を促進します。                                                     | 交通政策課                     | ○物流コストの低減化を図り、足腰の強い物流体系の構築に資するため、荷主と運送事業者が連携して、貨物の、陸上トラック輸送から環境負荷の小さい輸送機関である県内発の海上輸送又は鉄道輸送へのシフトを支援する「モーダルシフト推進事業」を実施し、荷主・運送事業者に対し、輸送費の補助を行った。                                                                                                                                                                                       |
| 008 | ○人流の合理化のため、公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。                                                             | 地球温暖化対策課<br><br>交通政策課     | ○関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、「エコ通勤を推進する鹿児島における低炭素地域計画」に基づき、自動車通勤者を対象とする独自の割引制度の実施、ポケット版バス時刻表を作成するなど、バスの利用促進策を実施。<br>○県内の公共交通機関のダイヤ、運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。<br>○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化等利便性向上策や、バスの利用促進策を実施。<br>○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。 |
| 009 | ○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど、監視体制の充実を図ります。                                                             | 環境保全課                     | ○自動車排出ガス測定局（2局）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 010 | ○市町村や関係団体とも連携して、アイドリングストップ運動を推進するなど、各人の自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。                                   | 地球温暖化対策課                  | ○地球環境を守るかごしま県民運動において、エコライフデーの11月月別テーマをエコドライブと定め、エコドライブコンテストの実施等を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                          |                      |                                                                                                                                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 011 | ○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。<br>また、県の公用車の更新の際は、小排気量車への転換や低公害車の導入に努めます。                                                       | 地球温暖化<br>対策課         | ○環境フェア等において啓発。<br>○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進。<br>○県及び市町村において、低公害車を導入するとともに、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入を推進。                                                                    |
|     |                                                                                                                                          | 管財課                  | ○特殊車両（8台）を除き、低公害車23台を購入した。なお、更新車両の約71%について小排気量車へ転換した。                                                                                                                                                     |
| 012 | ○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。                                                                                                | 都市計画課                | ○市街地部の県道において、必要に応じて植樹帯・植樹ますを整備。                                                                                                                                                                           |
| 013 | <b>(4) 桜島火山ガス対策</b><br>○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。                                                  | 環境保全課                | <b>(4) 桜島火山ガス対策</b><br>○桜島では、鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄について有村局、黒神及び赤水局で環境基準を超過。                                                                                                 |
| 014 | <b>2 水・土壌環境の保全</b><br><b>(1) 水循環の確保</b><br>○森林・農地の水源かん養機能の維持・向上を図るため、里地里山*等の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。 | 森林整備課                | <b>2 水・土壌環境の保全</b><br><b>(1) 水循環の確保</b><br>○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。                                                                                                            |
| 015 | ○水道水源として安全性を確保するため、汚濁発生源対策を促進します。                                                                                                        | 環境保全課                | ○延べ340回の監視指導を実施し、27件の改善勧告等の行政指導を実施。                                                                                                                                                                       |
| 016 | ○工場・事業場における節水等、水使用の合理化対策を促進します。                                                                                                          | 地球温暖化<br>対策課         | ○地球環境を守るかごしま県民運動において、事業所での節水を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。                                                                                                                                                      |
| 017 | ○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。                                                                                            | 建築課                  | ○平成22年度は、県有施設における実施事例なし。                                                                                                                                                                                  |
| 018 | ○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。                                                                                                       | 地球温暖化<br>対策課         | ○地球環境を守るかごしま県民運動において、節水、水の有効利用を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。                                                                                                                                                    |
| 019 | ○主に都市地域において透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。                                                                                             | 都市計画課<br>生活排水対<br>策室 | ○雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言。                                                                                                                                                                            |
| 020 | ○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。                                                                        | 環境保全課                | ○平成22年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし。                                                                                                                                                                            |
| 021 | <b>(2) 公共用水域・地下水の保全</b><br><b>(2)ー1 公共用水域</b><br>○水質の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。                                                            | 環境保全課                | <b>(2) 公共用水域・地下水の保全</b><br><b>(2)ー1 公共用水域</b><br>○環境基準類型指定水域の37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の13河川13水域（鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果、健康項目は環境基準を達成した。生活環境項目については71水域のうち8水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。 |
| 022 | ○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。                                                                            | 環境保全課                | ○これまでに、37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、2海域2水域、4湖沼4水域で窒素・りんの種類指定。16河川16水域、2湖沼2水域で水生生物の種類指定。                                                                                                          |
| 023 | ○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。                                                                                    | 環境保全課                | ○25市町の446河川649地点、3市町の10湖沼14地点で実施。                                                                                                                                                                         |
| 024 | ○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。                                                                                                    | 環境保全課                | ○推定利用者数が概ね1万人以上の県内26海水浴場について、水質調査をシーズン前及びシーズン中の2回実施し、シーズン前実施分について公表。調査結果は、全て水浴可能な水質。調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O-157。                                                                                     |
| 025 | ○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。                                                                                                       | 河川課                  | ○河川愛護月間（県：5月21日～6月20日、全国：7月1日～7月31日）に29市町村、847団体の36,689人が河川愛護作業に参加。うち12団体を表彰。<br>○海岸愛護月間（7月1日～7月31日）25市町村、150団体の21,212人が海岸愛護作業に参加。うち3団体を表彰。<br>○定期的に河川や海岸の清掃・美化活動を伴う水辺サポーター121団体3,530人（平成22年度末現在）を認定。     |
| 026 | ○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。<br>このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。                                                                    | 農地整備課                | ○各事業において、管理者等と取水量等について十分な打合せを行った。                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                     |                |                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 027 | <b>(2)－2 地下水</b><br>○地下水の水質保全を図るため、地域の地下水の概況を計画的に監視調査し、地下水の環境基準の達成維持を図ります。                                                          | 環境保全課          | <b>(2)－2 地下水</b><br>○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、平成22年度までに2,687井戸で実施。                                                                                                                            |
|     | 028 ○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。                                                                  | 環境保全課          | ○169井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、37井戸（うち継続監視調査井戸は35井戸）が環境基準を超過。飲用井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導。                                                                                                 |
| 029 | ○工場・事業場におけるトリクロロエチレン等の有害物質の使用状況等を把握するとともに、安全な溶剤等への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。                                                             | 環境保全課          | ○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施。                                                                                                                                                      |
| 030 | ○農畜産業に起因すると思われる地下水汚染を防止するため、適正な施肥や家畜排せつ物処理等、環境保全型農業を推進します。                                                                          | 食の安全推進課<br>畜産課 | ○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により、化学肥料の10アール当たり施肥量は、63.5%（H21／H8比）に削減。<br>○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。                                                                                               |
| 031 | <b>(2)－3 地域水質環境管理計画の推進</b><br>○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。 | 環境保全課          | <b>(2)－3 地域水質環境管理計画の推進</b><br>○「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域市町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。<br>○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を啓発。 |
|     |                                                                                                                                     | 水産振興課          | ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。                                                                     |
| 032 | ○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水の水質管理、適正な養殖管理及び生活排水対策等により窒素、リンの削減を図るなど、地域の特性に応じた対策を推進します。                     | 環境保全課          | ○第3期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底による汚濁負荷量の削減などの発生源対策や啓発活動など総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議を開催し進行管理を実施。                                                                         |
| 033 | ○県、市町及び住民団体・事業者団体等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。                                                                              | 環境保全課          | ○湾奥の行政、住民団体及び事業者団体等で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会に対し、県が負担金を拠出し支援。                                                                                                                                      |
| 034 | <b>(3) 産業系排水対策</b><br><b>(3)－1 工場・事業場対策</b><br>○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。                                                | 環境保全課          | <b>(3) 産業系排水対策</b><br><b>(3)－1 工場・事業場対策</b><br>○延べ340回の監視指導を実施し、27件の改善勧告等の行政指導を実施。                                                                                                            |
|     |                                                                                                                                     | 環境保全課          | ○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施。                                                                                                                                                               |
| 036 | ○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。                                                                                              | 工業技術センター       | ○「工場排水管理技術講習会」を開催し、98社178名が参加。<br>○排水処理に係る技術相談、指導を実施。                                                                                                                                         |
| 037 | <b>(3)－2 農畜産業・水産業対策</b><br>○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。                                                                    | 環境保全課          | <b>(3)－2 農畜産業・水産業対策</b><br>○養豚業について、延べ14回の監視指導を実施し、5件の改善命令等の行政措置を実施。                                                                                                                          |
|     |                                                                                                                                     | 農業開発総合センター     | ○シラス台地地下水の硝酸態窒素に関する情報を可視化した環境負荷マップを利用して、地域毎に優先される環境負荷低減技術を提示した水質改善指針を作成。<br>○ポンカンにおいて節減対象農薬および化学肥料を5割以下に削減しても樹勢、収量及び品質に影響が少ないことを確認し、特別栽培農産物の栽培事例を提示。                                          |
| 038 | ○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性と調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。                                                 | 食の安全推進課        | ○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により化学肥料の10アール当たりの施肥量は63.5%（H21／H8）に削減。また、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成。                                                                                     |
|     |                                                                                                                                     |                | ○畜産環境保全の指導を実施。                                                                                                                                                                                |
| 039 | ○畜産経営に起因する環境汚染を防止し、地域社会と調和した畜産経営の安定的発展のため、環境保全型畜産を推進します。                                                                            | 畜産課            |                                                                                                                                                                                               |
| 040 | ○家畜排せつ物の処理については、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を推進します。                                                                        | 畜産課            | ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。                                                                                                                                                                    |
| 041 | ○でん粉工場については、でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領に基づき、適切な排水処理を徹底します。                                                                               | 農産園芸課          | ○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。                                                                                                       |
|     |                                                                                                                                     | 環境保全課          | ○でん粉工場について、延べ21回の監視指導を実施し、2件の改善勧告の行政指導を実施。                                                                                                                                                    |
| 042 | ○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀台数の制限や適正な養殖管理を指導します。                                                                                    | 水産振興課          | ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。                                                                       |

|     |                                                                                                                                      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 043 | ○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を推進します。                                                                                        | 水産振興課            | ○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 044 | <b>(4) 生活排水対策</b><br><b>(4)ー1 発生負荷の削減</b><br>○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。                                          | 環境保全課            | <b>(4) 生活排水対策</b><br><b>(4)ー1 発生負荷の削減</b><br>○各種イベント等を通じて、家庭における自主的実践活動を促進するために啓発を実施。                                                                                                                                                                                        |
| 045 | ○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域（鹿児島湾奥部流域3市9町（平成16年3月現在））については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。                                                         | 環境保全課            | ○鹿児島湾奥の4市（平成23年3月現在）は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進。                                                                                                                                                          |
| 046 | <b>(4)ー2 排水処理施設の整備</b><br>○市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県下水道等整備構想を基本として、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。          | 生活排水対策室          | <b>(4)ー2 排水処理施設の整備</b><br>○公共下水道整備事業箇所数12市5町21箇所、供用開始箇所数12市5町21箇所。<br>○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成22年度までに、9市12町2村56地区で事業に着手、うち9市12町2村の54地区で供用開始。<br>○平成22年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の27.7%。累積の合併処理浄化槽146,474基で、総浄化槽基数269,255基のうちの54.4%。平成22年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、5,865基。 |
|     |                                                                                                                                      | 漁港漁場課            | ○漁業集落排水施設の整備は、平成22年度までに7市町村13地区で事業を実施、うち11地区で供用開始。                                                                                                                                                                                                                           |
| 047 | ○富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。                                                                                             | 生活排水対策室          | ○事業主体である市町村に対して助言。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 048 | ○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実を図ります。                                                                                                    | 生活排水対策室          | ○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 049 | <b>(5) 土壌環境の保全</b><br>○良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。                                    | 環境保全課<br>食の安全推進課 | <b>(5) 土壌環境の保全</b><br>○有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施。<br>○環境と調和した農業推進研修会や土づくり推進月間、農業適正使用推進期間を設けるなど啓発活動を実施。                                                                                                                                                                       |
| 050 | ○土壌汚染対策法に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等の時点において、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施を指導します。                                                                  | 環境保全課            | ○水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、届出が提出された段階で指導。<br>○土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を捉えて、土壌汚染防止を事業者に周知。                                                                                                                                                                             |
| 051 | ○土壌の汚染状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。                                                              | 環境保全課            | ○H15.2.15土壌汚染対策法が施行されて以来、41事業場について法に基づく手続きが行われた。平成22年度末現在で、2区域が形質変更時要届出区域に指定。                                                                                                                                                                                                |
| 052 | <b>3 化学物質の環境安全管理</b><br><b>(1) 包括的対策（化学物質排出把握管理促進法など）</b><br>○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。 | 環境保全課            | <b>3 化学物質の環境安全管理</b><br><b>(1) 包括的対策（化学物質排出把握管理促進法など）</b><br>○化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成22年度は483事業所からのPRTR届出があり、これを受付し、国に送付。鹿児島県のPRTRデータをまとめホームページに公開。<br>○農業販売店（卸）を対象とした流通実態調査を行い、農薬の種類・量の把握等情報収集を実施。                                                                             |
|     |                                                                                                                                      | 食の安全推進課          |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 053 | ○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。                                                 | 環境保全課            | ○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成22年度は、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）を実施。                                                                                                                                                                                |
| 054 | ○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究を推進します。                                                                                                      | 環境保全課            | ○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（7地点）（環境省及び鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに、事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（3施設）を実施。                                                                                                                                                                                |
| 055 | ○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持を図ります。                                                               | 環境保全課            | ○有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減対策の推進について指導。                                                                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                                    |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 056 | ○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制、地下浸透規制及び農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用方法的改善について、技術的な指導を行います。  | 環境保全課        | ○揮発性有機化合物の排出のおそれがある27事業場の監視指導を実施し、2件の改善命令を実施<br>○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（5施設）を実施。<br>○工場・事業場に対する立入指導を行い、排出水の監視・調査を実施。                                                                                                                                             |
|     |                                                                                                                                    | 食の安全推進課      | ○「農薬使用の手引き」を作成し、病害虫・雑草防除及び植物成長調節における適正な使用を指導。<br>○県内32のゴルフ場において、井戸や排水口等の自主水質検査を行った結果、環境省が示した暫定指導指針値を下回っていた。                                                                                                                                                                                                             |
| 057 | <b>(2) ダイオキシン類</b><br>○ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。                                                 | 環境保全課        | <b>(2) ダイオキシン類</b><br>○廃棄物焼却炉以外のダイオキシン類特定施設について、ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法の遵守を指導。                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |                                                                                                                                    | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。<br>○焼却施設から発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、構造基準（助燃装置、温度計、記録計等の設置）・維持管理基準（800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等）の遵守を指導。                                                                                                                                                               |
| 058 | ○大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。                                                                                    | 環境保全課        | ○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 059 | ○県ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。                                                                                                    | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、市町村等のごみ焼却施設1箇所（種子島地区広域事務組合）、リサイクルセンター2箇所（種子島地区広域事務組合、南種子町）、最終処分場2箇所（種子島地区広域事務組合、南種子町）、ストックヤード2箇所（鹿児島市、霧島市）など、一般廃棄物処理施設の整備を促進。                                                                                                                                                                     |
| 060 | <b>(3) PCB廃棄物</b><br>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法*」）に基づき、保管等の届出義務の遵守など、適正な処理を促進します。                                 | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(3) PCB廃棄物</b><br>○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。<br>○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 061 | <b>(4) その他の化学物質</b><br>○農薬安全使用の徹底、農薬取扱者の指導・取締り及び農薬の適正な使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。      | 食の安全推進課      | <b>(4) その他の化学物質</b><br>○農薬取締法による農薬適正使用の周知徹底や、適期・適確な病害虫発生予察情報の提供により、農薬の10アール当たり使用量を約50%（H22/H8比）に削減。<br>○農薬適正使用推進期間を設けて、農薬使用者等に対する広報、農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬の適正使用を推進。<br>○有人ヘリコプター及び無人ヘリコプターによる水稲の航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導。                                                                                      |
|     |                                                                                                                                    | 森林整備課        | ○松くい虫特別防除事業に係る航空防除実施に際し、農林水産航空事業技術指針を適正に運用し、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守することにより松くい虫被害の適正な防除を図るとともに、地域住民や関係団体、市町村等による連絡調整会議を開催。                                                                                                                                                                                              |
| 062 | ○農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用*などの生物的防除、耕種的・物理的防除技術*などを組み合わせた総合防除技術の開発を図ります。                                                               | 農業開発総合センター   | ○現地の露地ピーマン、ナスにおける天敵活動実態を調査。<br>○現地の施設ピーマンにおいて、天敵利用技術を実証。<br>○施設ナスやイチゴにおける天敵利用技術を拡大。<br>○微生物資材が根深ネギの白絹病、軟腐病に対して安定的に有効であること、ジャガイモそうか病に対して、米ヌカの有効投入量を確認。<br>○ボンカンにおいて物理的殺ダニ剤と低濃度マシン油の混用散布によるミカンハダニの防除効果を確認。<br>○マンゴーおよびハウスミカンで天敵（スワルスキーカブリダニ）の防除効果を検討。<br>○レンゲの害虫アルファルファタコゾウムシに対するヨーロッパトビチビアメバチの寄生状況およびミツバチ媒介法による疫病菌効果を検討。 |
| 063 | <b>(5) 事故時における対策</b><br>○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、関係機関と連携をとりながら、事故が発生した場合の応急措置、速やかな復旧、事故の状況の通報及びその拡大や再発の防止措置など、各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。 | 環境保全課        | <b>(5) 事故時における対策</b><br>○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対策を実施。                                                                                                                                                                                                                   |
|     |                                                                                                                                    | 食の安全推進課      | ○農薬事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。                                                                                                                                                                                                                                                        |
|     |                                                                                                                                    | 水産振興課        | ○県内で発生した油漂着事故について、状況の把握に努めるとともに、県漁連等関係機関との連携の下、その防除、清掃が円滑に行われるよう指導。                                                                                                                                                                                                                                                     |

|     |                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                            |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 064 | ○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策及び原因究明等についての対応マニュアルに基づき、適切な対応を図ります。                                                                                     | 水産技術開発センター                | ○魚病検査を2件実施。                                                                                                                                                                                |
|     | <b>4 騒音・振動、悪臭等の防止</b><br><b>(1) 騒音・振動の防止</b><br><b>(1)ー1 環境基準の類型指定等の推進</b>                                                                        |                           | <b>4 騒音・振動、悪臭等の防止</b><br><b>(1) 騒音・振動の防止</b><br><b>(1)ー1 環境基準の類型指定等の推進</b>                                                                                                                 |
| 065 | ○土地利用等の実状に応じ、騒音に係る環境基準の類型指定等をさらに推進します。                                                                                                            | 環境保全課                     | ○市町村担当者研修会等で、土地利用等に応じた類型指定等について説明。                                                                                                                                                         |
| 066 | <b>(1)ー2 工場・事業場対策</b><br>○騒音規制法*、振動規制法*及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。                                   | 環境保全課                     | <b>(1)ー2 工場・事業場対策</b><br>○県管理の工業用地の土地取得者に対しては、騒音、振動等による公害を発生させないよう十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。                                                              |
| 067 | ○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離等環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。                                                                                                      | 都市計画課                     | ○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を実施。                                                                                                                                     |
| 068 | ○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。                                                                                                                          | 環境保全課                     | ○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導。                                                                                                                             |
| 069 | ○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など、騒音・振動防止技術の普及を図ります。                                                                                                            | 環境保全課                     | ○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発。                                                                                                                                                           |
| 070 | <b>(1)ー3 道路交通騒音・振動対策</b><br>○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など、沿道土地利用対策を促進します。                                                                                | 都市計画課                     | <b>(1)ー3 道路交通騒音・振動対策</b><br>○用途地域等の指定による土地利用の誘導等。                                                                                                                                          |
| 071 | ○バイパスなどの道路網の整備、生活ゾーンへの通過交通の排除、信号機の運用改善や速度規制の見直しなど交通流対策を推進します。                                                                                     | 県警交通規制課<br>道路建設課<br>道路維持課 | ○より合理的な交通規制の見直しに伴い、最高速度等47区間78.0kmの見直しを実施し、更に生活ゾーン対策として3区間1.76kmの規制を実施した。<br>○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。                                                                              |
| 072 | ○低騒音舗装による路面の改良及び遮音壁や植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。                                                                                                 | 都市計画課                     | ○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備。                                                                                                                                                           |
| 073 | ○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。また、低騒音車の普及促進、自転車利用施設の整備など低騒音型交通手段への転換を促進します。                                                                  | 県警交通指導課                   | ○交通事故や交通違反の実態、苦情、取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化し、平成22年度中、過積載違反を145件、整備不良等の違反を1,252件検挙。                                                                                                    |
| 074 | ○騒音・振動対策の基礎的なデータとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。                                                                                           | 環境保全課                     | ○15区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、97.4%の達成率。                                                                                                                                            |
| 075 | <b>(1)ー4 鉄道騒音・振動対策</b><br>○九州新幹線鹿児島ルートについては、平成12年3月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型の指定を行っており、今後定期的に騒音測定を実施して環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。 | 環境保全課                     | <b>(1)ー4 鉄道騒音・振動対策</b><br>○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施。騒音の達成率は66.7%（10/15地点）。                                                                                               |
| 076 | ○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。                                                                                                 | 環境保全課                     | ○事業者から相談があった際に、騒音・振動の防止について、適切な対応に努めるよう指導。                                                                                                                                                 |
| 077 | <b>(1)ー5 航空機騒音対策</b><br>○鹿児島空港及び鹿児島飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。                                     | 環境保全課                     | <b>(1)ー5 航空機騒音対策</b><br>○鹿児島空港及び鹿児島飛行場において、6地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成。                                                                                                                          |
| 078 | ○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。                                                                                                            | 環境保全課                     | ○苦情があった場合、必要に応じ対応。                                                                                                                                                                         |
| 079 | <b>(1)ー6 建設作業騒音・振動対策</b><br>○騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機械の導入を促進します。                                                        | 環境保全課<br>技術管理室            | <b>(1)ー6 建設作業騒音・振動対策</b><br>○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底。<br>○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知。<br>○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応。 |
| 080 | <b>(1)ー7 近隣騒音対策</b><br>○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、公害防止条例等により規制や指導の一層の徹底を図ります。                                                                   | 環境保全課<br>県警地域課<br>県警生活環境課 | <b>(1)ー7 近隣騒音対策</b><br>○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応。<br>○騒音苦情等で県警本部通信指令室（110番）に517件の通報を受理。<br>○公安委員会では県風俗環境浄化協会（県防犯協会）に、風俗営業管理者講習会を委託し、県下各警察署等で平成22年度中同講習会を18回開催し、685人の管理者を指導。        |





|     |                                                                                                                                                |                          |                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 096 | ○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法の規定に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定等について指導します。                                        | 廃棄物・リサイクル対策課             | ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。                                                                                                                                           |
| 097 | ○し尿の海洋投入の全廃に向けた市町村のし尿処理施設の整備を促進します。また、合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、公共下水道との調整を図りながら整備を促進します。                                                          | 廃棄物・リサイクル対策課<br>生活排水対策室  | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、平成22年度は薩摩川内市と指宿広域市町村圏組合において、汚泥再生処理センターを整備中。<br>○平成22年度末汚水処理人口普及率69.9%。                                                                                                             |
| 098 | <b>(1)ー3 適正処理の推進</b><br>○不法投棄防止に係る市町村の条例制定や郵便局等との連携による取組等の先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。                                                           | 廃棄物・リサイクル対策課             | <b>(1)ー3 適正処理の推進</b><br>○家電・自動車リサイクルの円滑な推進のため、不法投棄の要因ともなる収集運搬料金等の低減に向けて、市町村と協議等を行うとともに、不法投棄の実態調査を実施し、市町村に情報提供を実施。                                                                                        |
| 099 | ○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。                                                                                                          | 廃棄物・リサイクル対策課             | ○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進。                                                                                                                  |
| 100 | <b>(1)ー4 普及啓発及び情報公開の推進</b><br>○県民が自主的に大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に対する負荷の軽減に努める「地球環境を守るかごしま県民運動」を展開するとともに、環境教育、環境学習を推進します。                           | 地球温暖化対策課                 | <b>(1)ー4 普及啓発及び情報公開の推進</b><br>○省資源・省エネルギーを啓発するため、パネル展、研修会を開催。<br>○地球環境を守るかごしま県民運動において、重点行動項目及びエコライフデーを定めて実践行動を推進。                                                                                        |
| 101 | ○一般廃棄物に関する排出量、処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。また、一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。                                             | 廃棄物・リサイクル対策課             | ○県内のごみ、し尿の排出処理の実態について環境省の依頼を受け、平成21年度一般廃棄物処理事業実態調査を行い、結果を環境省のホームページで公表し、広く情報提供を実施。                                                                                                                       |
| 102 | <b>(2)産業廃棄物処理の推進</b><br><b>(2)ー1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進</b><br>○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して、排出抑制、減量化及びリサイクルに関する計画を含む産業廃棄物処理計画の作成を指導します。                   | 廃棄物・リサイクル対策課             | <b>(2)産業廃棄物処理の推進</b><br><b>(2)ー1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進</b><br>○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）111事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）18事業所が処理計画を策定。                                                             |
| 103 | ○産業廃棄物情報交換制度がさらに広く活用されるよう普及啓発を行い、事業者、処理業者間の活発な情報交換を促します。                                                                                       | 廃棄物・リサイクル対策課             | ○産業廃棄物の提供情報358件、受入情報147件を県ホームページに掲載。                                                                                                                                                                     |
| 104 | ○産業廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の利用についての普及啓発を行うことなどにより各種リサイクル製品の市場の拡大に努めます。                                                               | 地球温暖化対策課<br>廃棄物・リサイクル対策課 | ○地球環境を守るかごしま県民運動において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。<br>○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する研究開発の支援等を行う補助金制度を実施（H17～）。施設設備整備補助2件 11,000千円                                                                                        |
| 105 | ○リサイクル関連企業の立地を促進します。                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                          |
| 106 | ○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また、市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。                                       | 技術管理室                    | ○「県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を平成5年4月より運用し、公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」、「再利用の促進」、「適正処理徹底」を実施。<br>○国、県、市町村、建設業協会等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内12箇所設置し、建設副産物に関する情報交換等を実施。<br>○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い、建設副産物の再資源化等を推進。 |
| 107 | ○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。                                                                                                       | 廃棄物・リサイクル対策課             | ○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（(財)自動車リサイクル促進センター）の円滑な運用を促進。                                                                                                                          |
| 108 | ○排出事業者や処理業者と連携し、食品リサイクル法の円滑な運用を図ります。                                                                                                           | 食の安全推進課                  | ○関係団体・事業者に対し、法の周知、普及啓発を実施。                                                                                                                                                                               |
| 109 | <b>(2)ー2 産業廃棄物処理施設の整備促進</b><br>○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、中間処理施設や安定型処分場など産業廃棄物処理施設の整備を促進します。                                            | 廃棄物・リサイクル対策課<br>かごしまPR課  | <b>(2)ー2 産業廃棄物処理施設の整備促進</b><br>○処理施設設置許可件数11件<br>○関係機関・団体と連携し、焼酎粕処理技術の情報提供や施設建設に関する支援施策について相談・連絡調整等を行うことにより、焼酎粕処理施設の整備を促進。                                                                               |
| 110 | ○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、市町村との連携を密にし、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。なお、中間処理施設については、産業廃棄物の無害化、減量化及びリサイクルを推進するため必要な施設であり、地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課             | ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。事前協議完了件数28件                                                                                                                                                              |



|     |                                                                                                                                                           |              |                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 111 | <b>(2)－3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進</b><br>○管理型最終処分場については、現在、埋立てが可能なものは県内において自社専用施設を除き1か所もないことから、関係市町村長や関係者と協議して公共関与により最新の技術によるモデルとなるものの整備を推進します。               | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(2)－3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進</b><br>○関係自治会と基本協定や環境保全協定、地域振興に関する確認書の締結を行うとともに、事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社に対し、廃棄物処理法に基づく施設設置許可を行った。<br>○先進地視察や環境整備公社だよりの配布等普及啓発活動を実施。                                          |
| 112 | ○財団法人県環境整備公社の運営や同公社が行う管理型最終処分場の整備に対し支援します。                                                                                                                | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備等の費用に充てるための基金を設置（H17～）。                                                                                                                                                         |
| 113 | <b>(2)－4 適正処理の推進</b><br>○講習会、研修会等を通じて、優良な排出事業者、処理業者の育成に努めます。                                                                                              | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(2)－4 適正処理の推進</b><br>○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明。<br>○平成18年3月に産業廃棄物処理業者優良性評価制度を導入。<br>○産業廃棄物の適正処理を図るため、最終処分業者及び焼却施設を保有する中間処理業者に対し、計量器整備のための補助金制度を実施（H22～）。補助3件 6,000千円             |
| 114 | ○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努め、最新の処理技術の普及を図ります。                                                                                                                 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。                                                                                                                                                                              |
| 115 | ○不法投棄等の防止を図るため、マニフェスト制度の徹底を指導します。                                                                                                                         | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○マニフェスト制度の周知徹底を図るため、各種講習会での説明を実施。                                                                                                                                                                       |
| 116 | ○産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、市町村、関係団体及び県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。                                                         | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。<br>11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な合同監視パトロールを実施。                                                                           |
| 117 | ○安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。                                                                           | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○最終処分場に対して、監視指導を実施。                                                                                                                                                                                     |
| 118 | ○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定について指導します。                                                       | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類については、16施設で排出実態調査を実施。<br>○焼却施設については、法に基づく構造・維持管理上の検査・指導を実施。                                                                                                                       |
| 119 | ○産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。                                                                                        | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物の不適正処理、不法投棄の防止等について情報交換を1回開催。<br>各地域振興局及び支庁においても、産業廃棄物に係る情報収集を行うとともに、関係機関との情報交換、連携の強化のための連絡体制の整備を図った。                                                                                             |
| 120 | ○不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政処分を的確に行います。                                                                                                        | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○不法投棄については、原状回復等、厳正に指導を実施。<br>○行政処分は2件。<br>○投棄者が不明の産業廃棄物不法投棄に対して、原状回復促進事業を実施3件。                                                                                                                         |
| 121 | <b>(2)－5 県外産業廃棄物の搬入抑制</b><br>○九州各県の排出事業者からの最終処分を目的とした県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応します。その他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として承認しないこととします。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(2)－5 県外産業廃棄物の搬入抑制</b><br>○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施。県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数104件。                                                                                                                 |
| 122 | <b>(2)－6 普及啓発及び情報公開の推進</b><br>○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。                              | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(2)－6 普及啓発及び情報公開の推進</b><br>○先進地視察や産業廃棄物セミナーの開催。<br>○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいて、ポスター、リーフレット配布等を実施。<br>○県内のごみ・し尿の搬出処理の実態について環境省の依頼を受け、平成21年度一般廃棄物処理事業実態調査を行い、結果を環境省のホームページ上で公表し、広く情報提供を実施。 |
| 123 | ○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。                                                                                                                       | 地球温暖化対策課     | ○地球環境を守るかごしま県民運動において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。<br>○第12回かごしま環境フェアを鹿児島市で開催（平成22年11月）し、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。                                                                                         |
| 124 | ○産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、処理施設の設置や維持管理に関する情報を法令等に基づき県民に公開します。                                                                                    | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○廃棄物処理法に基づいて県民に公開。                                                                                                                                                                                      |
| 125 | <b>6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全</b><br>○川内原子力発電所周辺環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。                                            | 原子力安全対策室     | <b>6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全</b><br>○川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめて公表。<br>○環境放射線調査に必要な3機器を整備。                                                                                                           |

|     |                                                                                                                           |          |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 126 | ○川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。                                                                                             | 原子力安全対策室 | ○発電所の運転状況等に関し34件（安全協定に基づくもの）の連絡，事前協議を受けるなど，安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。                                                                                                                                    |
| 127 | ○川内環境監視センター内の原子力情報展示ルームの整備・活用など，原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。                                                                  | 原子力安全対策室 | ○環境放射線監視センター原子力情報展示ルームに，約171人が入館。<br>○各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報誌「原子力だよりかごしま」を年4回発行。                                                                                                                           |
| 128 | ○川内原子力発電所地震観測システムの運用など，県民に対する情報提供の充実に努めます。                                                                                | 原子力安全対策室 | ○川内原子力発電所地震観測システムを運用し，川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表。                                                                                                                                                                        |
| 129 | ○県原子力防災センターでは，通常時においては，研修や訓練を実施します。なお，万が一，原子力災害が発生した場合には，国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに，防災関係機関等の職員が参集し，相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。 | 原子力安全対策室 | ○原子力防災訓練を平成23年2月2日（水）に予定していたが，鳥インフルエンザの発生で中止した。<br>○県原子力防災センターを訓練・研修・施設見学等で利用。                                                                                                                                       |
| 130 | <b>第2節 多様で恵み豊かな環境の保全</b><br><b>1 地域特性に応じた自然環境の保全</b><br><b>(1) 原生的な自然，優れた自然の保全</b><br>○環境学習などにより自然保護思想の普及啓発を推進します。        | 地球温暖化対策課 | <b>第2節 多様で恵み豊かな環境の保全</b><br><b>1 地域特性に応じた自然環境の保全</b><br><b>(1) 原生的な自然，優れた自然の保全</b><br>○4月15日～5月14日までの「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。<br>○4月29日に「みどりの感謝祭」を，11月7日に「九州森林の日」植樹祭を県民の森で開催し，県民が森林とふれあい，森林づくりを体験する機会を提供。 |
|     |                                                                                                                           | 自然保護課    | ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回，「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。                                                                                                                                                                             |
| 131 | ○世界的，全国的，地域的にみて価値の高いまとまりのある原生的な自然については，原生自然環境保全地域，森林生態系保護地域及び国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し，核となる生態系として維持を図ります。              | 自然保護課    | ○国立，国定，県立公園，自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき287件許可等（国立187件，国定58件，県立42件）。                                                                                                                                               |
|     |                                                                                                                           | 森林整備課    | ○奄美希少野生生物保護増殖分科会において，マングースの防除事業の結果やオオトラグミ・アマミヤマシギ，アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換。<br>○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し，自然環境保全地域等の保全・管理を実施。                                                                                             |
| 132 | ○自然災害やサンゴの捕食被害等非人為的に自然環境の劣化した地域については，自然のもつ復元能力を極力活用しながら，必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。                                 | 自然保護課    | ○保安林を指定し，標識の設置等（第1種標識7本，第2種標識275本，保安林解説板1基）を行い，保安林の適正な配備及び管理を実施。                                                                                                                                                     |
| 133 | <b>(2) 身近な自然の保全</b><br>○計画的な森林の整備を図るとともに，地域の特性に応じた育成単層林施業や育成複層林施業*等により多様な森林づくりに努めます。                                      | 森林整備課    | ○奄美群島において，平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも，さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。（平成22年度オニヒトデ捕獲数 531匹）                                                                                                                     |
| 134 | ○緑の募金*活動を促進し，森林整備や緑化に努めます。                                                                                                | 森林整備課    | ○緑の募金を実施する団体として，（財）かごしまみどりの基金が指定されており，緑の募金を活用し，ボランティアによる森林整備活動への支援，学校，公共施設，街路の緑化資材への支援，緑の少年団の育成等を実施。                                                                                                                 |
| 135 | ○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し，その森林の保全と適切な森林施業を図ります。また，松くい虫等による森林被害を防止し，森林の保護を図ります。                                 | 森林整備課    | ○森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため，育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。                                                                                                                                                                |
| 136 | ○地域特性に応じて，雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて，森林，農地等を維持・管理する担い手の確保に努めます。                                                         | 農地整備課    | ○緑の募金を実施する団体として，（財）かごしまみどりの基金が指定されており，緑の募金を活用し，ボランティアによる森林整備活動への支援，学校，公共施設，街路の緑化資材への支援，緑の少年団の育成等を実施。                                                                                                                 |
|     |                                                                                                                           | 林業振興課    | ○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林，土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに641ha指定。○予防対策として薬剤の空中散布を1,245ha，地上散布を151ha，駆除対策として伐倒駆除9,536m <sup>3</sup> を総合的に実施。                                                                                             |
| 137 | ○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し，多面的機能の確保に努めます。                                                                      | 農地整備課    | ○担い手育成型の畑地帯総合整備事業を44地区，担い手支援型畑地帯総合整備事業を28地区経営体育成基盤整備事業を11地区で実施。                                                                                                                                                      |
|     |                                                                                                                           | 林業振興課    | ○県林業労働力確保支援センター事業として，県内一円の林業事業体に対する相談・指導を実施。また，基幹林業就業者となる林業作業士の養成（累計356名）。高性能林業機械のリース・レンタル事業等を実施。                                                                                                                    |
| 138 | ○砂浜・干潟などの自然海岸は，可能な限り適正に保全するとともに，当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。                                                        | 農村振興課    | ○中山間地域等において，集落協定等に基づき，継続した農業生産活動を行う農業者等に対して交付金を交付。（協定締結面積7,412ha）                                                                                                                                                    |
|     |                                                                                                                           | 経営技術課    | ○耕作放棄地再生利用交付金や農地・水・環境保全向上対策の活用などにより，耕作放棄地の発生防止・解消を推進し農地の有効利用を図った。（解消面積約340ha）<br>○農作業受委託などを行う営農組織（534組織），集落営農（131組織）に対する地域営農の仕組みづくりの推進・支援を実施。                                                                        |
| 138 | ○砂浜・干潟などの自然海岸は，可能な限り適正に保全するとともに，当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。                                                        | 水産振興課    | ○漁場周辺の環境を維持・浄化するため，県内各地で藻場・干潟の保全活動や海岸・海浜のオイルボールや軽石，ゴミ等の除去や監視活動を支援。                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                     |                    |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 139 | ○長い年月にわたる人間と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全を図ります。                                                                                  | 地球温暖化対策課           | ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて実践行動を推進。                                                                                                                                                                               |
| 140 | ○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止*対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を推進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。                                           | 農地整備課<br>大島支庁総務企画部 | ○棚田等保全活動協賛事業を11地区で実施。<br>○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。                                                       |
| 141 | <b>(3) 世界自然遺産屋久島の保全</b><br>○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。                                           | 農地整備課<br>自然保護課     | ○県営畑地帯総合整備事業等の工事の際には、土砂流出防止対策要綱に基づき、各種対策を実施。<br><b>(3) 世界自然遺産屋久島の保全</b><br>○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を3回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部保全のための協力金について検討を行った。<br>○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を37,000部作成・配布。 |
| 142 | <b>(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全</b><br>○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産への早期登録を目指す。                                             | 自然保護課              | <b>(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全</b><br>○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。                                                                                                                  |
| 143 | <b>2 多彩な自然環境の活用</b><br><b>(1) 自然とのふれあいの場の確保</b><br>○世界的、全国的、地域的にみて価値の高いまとまりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとでの自然体験・環境学習の場として利用します | 自然保護課              | <b>2 多彩な自然環境の活用</b><br><b>(1) 自然とのふれあいの場の確保</b><br>○「屋久島自然文化体験セミナー」(年6回)等を実施<br>○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターと連携し、自然観察会等を実施。                                                                                          |
| 144 | ○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点からみて優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。                                                    | 観光課                | ○自然とのふれあいと促進するため、垂水地区では登山歩道の案内板整備を実施。                                                                                                                                                                               |
| 145 | <b>(2) 自然を活かした地域づくり</b><br>○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを推進します。                                                      | 農地整備課              | <b>(2) 自然を活かした地域づくり</b><br>○棚田等保全活動協賛事業を11地区で実施。                                                                                                                                                                    |
| 146 | ○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。                                                                                        | 農村振興課<br>観光課       | ○平成22年5月に設立した県域の「かごしまグリーン・ツーリズム協議会」と連携して、地域の受入体制の充実に向けた研修会や県フォーラム等を開催。<br>○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。                                                                                                       |
| 147 | ○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいのなかで自然を学ぶエコツーリズムなど、本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。                                                                | 観光課                | ○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。                                                                                                                                                                                 |
| 148 | ○水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。                                                                              | 森林整備課              | ○平成22年度は事業なし。                                                                                                                                                                                                       |
| 149 | ○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。                                                                              | 森林整備課              | ○森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は、個人登録1,285名、団体登録32団体、フィールド登録42箇所。                                                                                                                                                           |
| 150 | ○温泉や景観などを有効活用した地域づくりを促進します。                                                                                                         | 観光課                | ○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。                                                                                                                                                                                 |
| 151 | <b>(3) 屋久島環境文化村構想の推進</b><br>○屋久島環境文化村構想の着実な推進に努め、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。                                                         | 自然保護課              | <b>(3) 屋久島環境文化村構想の推進</b><br>○屋久島環境文化村センター入館者数57,898人、研修センター入館者数6,383人                                                                                                                                               |
| 152 | ○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。                                                                          | 自然保護課              | ○自然体験型環境学習である「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回、「ガイドセミナー」を年2回実施。                                                                                                                                                                   |
| 153 | ○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。                                                                                        | 自然保護課              | ○ニュージージランド（屋久島町：姉妹木盟約）との交流における助成。                                                                                                                                                                                   |
| 154 | <b>(4) 奄美群島自然共生プランの推進</b><br>○奄美群島自然共生プランの推進体制を整備し、自然共生ネットワークの形成を促進します。                                                             | 自然保護課              | <b>(4) 奄美群島自然共生プランの推進</b><br>○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を年1回開催し、意見交換等を実施。                                                                                                                                                    |
| 155 | ○自然生態系の現況調査・研究の推進、重要地域の保全等のための取組の推進及び登録に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を行います。                                                           | 自然保護課              | ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。                                                                                                                                                    |
| 156 | ○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。                                                                                          | 観光課                | ○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、奄美市で観光施設の修景植栽等を実施。                                                                                                                                                               |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 157 | ○オニヒトデ駆除等サンゴ礁保全対策、希少野生動植物対策、自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。                                                                                                                                                                                                                                | 自然保護課                   | ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。（平成22年度オニヒトデ捕獲数 531匹）<br>○奄美群島における鳥獣保護区の指定等については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成22年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha（群島面積の4.1%）の鳥獣保護区を指定。<br>○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。 |
| 158 | <b>3 生物多様性の保全</b><br><b>(1) 野生生物の適切な保護</b><br>○県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。                                                                                                                                                                                       | 自然保護課                   | <b>3 生物多様性の保全</b><br><b>(1) 野生生物の適切な保護</b><br>○希少野生動植物保護に係る普及啓発パンフレットを作成・配布。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 159 | ○野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地等保護区や鳥獣保護区など各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。                                                                                                                                                                                                                           | 自然保護課<br>森林整備課          | ○第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度から平成23年度までの5か年間）に基づき、鳥獣保護区を指定。平成22年度末現在の鳥獣保護区は140箇所、72,082ha。<br>○ヤマシギと酷似しており、誤認捕獲される恐れがあるアマミヤマシギの保護増殖を図るため、昭和49年から規制している奄美市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲禁止期間を5年間延長。（H21.11.1～H26.10.31）                                                                                                                    |
| 160 | ○ニホンシカ等著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を推進します。                                                                                                                                                                                                                              | 森林整備課                   | ○平成19年度に策定した特定鳥獣保護管理計画（ニホンシカ、イノシシ）見直しのためのモニタリング調査を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 161 | ○天然記念物*や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法*、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、県文化財保護条例及び県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、適正な保護を図ります。なお、県文化財保護条例の運用に当たっては、貴重なものを天然記念物として指定し、保存に影響を及ぼす行為等から守ります。県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物の指定や野生動植物の生息状況等調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。 | 自然保護課<br>文化財課           | ○愛鳥週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰。（第44回 2,022点）。<br>○指定希少野生動植物を42種指定し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発パンフレットを作成、配布。<br>○県文化財保護指導委員（30人）を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。<br>○国指定天然記念物として「ヤクシマカワゴロモ生育地」を新指定（指定：H22.8.5）                                                                                                                                |
| 162 | ○奄美地域における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターの活用や、貴重な野生生物の保護のための調査研究、普及啓発等を促進します。                                                                                                                                                                                                       | 自然保護課                   | ○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターとの連携により、自然観察会や自然に関するミニ講座等を開催した。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 163 | ○奄美地域において希少種の脅威となっている移入種の駆除対策を国と連携しながら進めます。                                                                                                                                                                                                                                             | 自然保護課                   | ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 164 | ○サンゴ礁保護のため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除や赤土等流出防止対策に努めます。                                                                                                                                                                                                                                          | 大島支庁総務企画部<br>自然保護課      | ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。<br>○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。（平成22年度オニヒトデ捕獲数 531匹）                                                                             |
| 165 | ○傷病野生鳥獣については、指定診療施設や傷病鳥獣ボランティアの協力を得てその保護に努めます。                                                                                                                                                                                                                                          | 自然保護課                   | ○県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行った。（平成22年度の保護実績は377件）                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 166 | ○各学校における教育活動、県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。                                                                                                                                                                                                                                   | 自然保護課<br>義務教育課          | ○児童・生徒に愛鳥週間の普及啓発を図ることを目的とし、愛鳥モデル校を指定（平成22年度末現在28校）し、双眼鏡、図書等の配布や県からの助言・指導を行った。<br>○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の実態に応じて体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。                                                                                                                                                                            |
| 167 | ○鳥獣による農作物や生態系の被害等については、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなど防止対策を講じます。                                                                                                                                                                                                                                 | 農村振興課<br>森林整備課<br>水産振興課 | ○13市町村で、鳥獣による農作物被害を防止するための鳥獣害防止施設を整備。（平成22年度実績：電気柵等侵入防止柵88km）<br>○特定鳥獣保護管理計画（ニホンシカ、イノシシ）で、ニホンシカ、イノシシの猟期1ヶ月延長を実施。<br>○のり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網204面設置に係る費用を補助。                                                                                                                                                  |

|     |                                                                                                                                           |                   |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 168 | ○出水地方に渡来するツル、県内の海岸に上陸するウミガメ及び霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。                                                                            | 自然保護課             | ○ウミガメ保護監視員設置の15市町村に対して補助金を交付。<br>○ウミガメ実態調査において上陸頭数等を調査。(H22年度：7,824頭)<br>○県ウミガメ保護対策連絡協議会を開催。<br>○ウミガメ保護に係る普及啓発用パンフレット(1,000部)を作成配布。<br>○「特定地域鳥獣保護管理事業」により、飛来したツルの1/4～1/2程度が新たな休遊地を利用するなど、ツルの集中化の改善が図られている。なお、平成22年度の出水平野への飛来数は13,006羽であった。 |
| 169 | <b>(2) 野生生物の生息・生育環境の確保</b><br>○各種事業の実施に際しては、事前に十分調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ(野生生物が生息できる空間)の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。                     | 農地整備課<br>林業振興課    | <b>(2) 野生生物の生息・生育環境の確保</b><br>○用排水路整備予定地域等において、生き物調査(引越)を実施。<br>○奄美地域の林道を中心に、側溝を廃止し、野生動物の生息環境に配慮した工法を導入。                                                                                                                                   |
| 170 | ○魚類の生息環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然型川づくり*を促進します。                                                                           | 農地建設課<br>河川課      | ○農業用河川工作物の整備、補強又は撤去に伴い、多段式、スロープ式魚道の整備を10地区で実施。<br>○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川(奄美市)等で実施。                                                                                                                                                          |
| 171 | <b>4 森林環境の保全</b><br>○人工林の計画的伐採、地域の特性に配慮した適地適木による伐採跡地の造林及び集団的な保育・間伐を進めます。                                                                  | 森林整備課             | <b>4 森林環境の保全</b><br>○森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林(226ha)や下刈(1,315ha)等を実施。                                                                                                                                                             |
| 172 | ○間伐については、市町村を主体とした推進体制を整備し、間伐未実施林の解消や間伐材生産及び間伐材利用を進めます。                                                                                   | 林業振興課<br>森林整備課    | ○公共土木事業等への間伐材利用を推進するとともに、県産材を使用した木造住宅の建設促進に取り組んだ。<br>○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、間伐推進5カ年計画に基づいて地域ぐるみの間伐(8,722ha)を実施。                                                                                                                           |
| 173 | ○森林の立地条件や地域特性を踏まえ、長伐期施業、複層林施業及び天然広葉樹林の整備など多様な森林施業を積極的に進めます。                                                                               | 森林整備課             | ○立地条件や地域特性に即した多様な森林づくりを推進するため、長伐期施業(機能増進保育等2,075ha)や複層林施業(樹下植栽1ha)、天然林整備(改良512ha)を実施。                                                                                                                                                      |
| 174 | ○森林の適正管理と併せ、保安林の充実、治山施設の整備等を行い、水資源のかん養と災害に強い県土の形成を図ります。                                                                                   | 森林整備課             | ○森林における開発行為を適正に行うために、森林法に基づき11件の許可と森林パトロール等による指導を実施。                                                                                                                                                                                       |
| 175 | ○ふれあいの森、環境保全保安林など森林利用施設の整備や都市近郊林、里山林など優れた自然景観の保全を図ります。                                                                                    | 森林整備課             | ○「県民の森」等における自然散策コース周辺等の森林整備を実施。                                                                                                                                                                                                            |
| 176 | ○松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林被害の防止を図ります。                                                                                                           | 森林整備課             | ○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布1,245ha、地上散布151ha、伐倒駆除等9,536m <sup>3</sup> を実施。<br>○野生鳥獣による農林業被害を防止するために、有害鳥獣捕獲等に補助金を交付。                                                                                                                             |
| 177 | ○水源かん養機能や山地災害防止機能の高度発揮を図る上で重要な森林については公的管理等を促進します。                                                                                         | 森林整備課             | ○県有林の環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、下刈、除間伐等の施業を実施。(下刈0.83ha、除間伐21.96ha)                                                                                                                                                                           |
| 178 | ○「新グリーンプラン21(県緑化基本計画)」を推進するとともに、緑の募金の普及定着、森林ボランティア*や緑の少年団等の県民参加による緑づくり及び森林浴の森等の整備に努めます。                                                   | 森林整備課<br>地球温暖化対策課 | ○みどりの月間(4月15日～5月14日)における緑化思想の普及啓発用のチラシを作成し、配布。<br>○緑の少年団等の地域緑化活動等への指導を実施。<br>○県民参加の森林づくりに関する情報の収集・提供。                                                                                                                                      |
| 179 | <b>第3節 ゆとりとうるおいのある環境の形成</b><br><b>1 緑の空間の保全・整備</b><br><b>(1) 緑の空間の保全</b><br>○都市近郊や里山の森林など、地域に親しまれ地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な保全に努めます。 | 森林整備課             | <b>第3節 ゆとりとうるおいのある環境の形成</b><br><b>1 緑の空間の保全・整備</b><br><b>(1) 緑の空間の保全</b><br>○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、緑化率の向上、港湾・漁港の緑地整備等を実施。                                                                                      |
| 180 | ○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。                                                                                                             | 森林整備課             | ○沿道に隣接した森林の整備を推進。                                                                                                                                                                                                                          |
| 181 | ○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。                                                                                                | 森林整備課             | ○樹木医を活用した保存樹の適切な保全について指導。                                                                                                                                                                                                                  |
| 182 | <b>(2) 緑化の推進</b><br>○県内各地において、地域の特性を活かした公園、緑地等の一層の整備を進め、みどりの交流空間づくりを推進します。                                                                | 森林整備課             | <b>(2) 緑化の推進</b><br>○「県民の森」等における自然散策コース周辺等の森林整備を実施。                                                                                                                                                                                        |
| 183 | ○緑が減少している地域や、美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを推進します。                                                               | 観光課               | ○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、奄美市で観光施設の修景植栽等を実施。                                                                                                                                                                                      |
| 184 | ○都市地域における緑の中核拠点であり、生物の生息・生育環境としても重要な都市公園等の整備を促進します。                                                                                       | 都市計画課             | ○県内15箇所において都市公園等の整備を促進。                                                                                                                                                                                                                    |

|                                                      |                                                                                      |                     |                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 185                                                  | ○庁舎や公営住宅などの公共施設の緑化を積極的に推進します。                                                        | 建築課<br>住宅政策室<br>管財課 | ○平成22年度は、県立学校において樹木植栽2校、屋上緑化32校を実施。<br>○県営住宅敷地内の樹木・草木を管理、住宅整備において緑地整備を実施。<br>○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理。<br>○各地域振興局・支庁庁舎についても、県庁舎と同様、樹木・草木を管理。                                                   |
| 186                                                  | ○公園等公共施設の緑化に当たっては、郷土産樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。                              | 都市計画課               | ○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種（郷土産樹種）を選定し、植栽を実施。                                                                                                                                             |
| 187                                                  | ○行政、住民、企業等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。                       | 森林整備課               | ○県民の緑化思想の普及・啓発を推進。                                                                                                                                                                     |
| 188                                                  | ○都市計画における風致地区等の緑地については、適正に保全するとともに、必要に応じ特別緑地保全地区の指定を検討します。                           | 都市計画課               | ○鹿児島市（寺山、慈眼寺）及び伊佐市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。                                                                                                                                        |
| 189                                                  | ○緑化推進組織の強化や民間団体の育成を図るとともに、（財）かごしまみどりの基金*との連携などにより、県民参加のみどりづくりを推進します。                 | 森林整備課<br>地球温暖化対策課   | ○緑の少年団（70団、1,731人）、森林ボランティア（個人1,285名、団体32団体）の育成、活動の支援。<br>○4月15日から5月14日の「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。<br>○4月29日に「みどりの感謝祭」、11月7日に「九州森林の日」植樹祭を県民の森で開催し、県民が森林とふれあい、森林づくりを体験する機会を提供。 |
| <b>2 水辺空間の保全・整備</b><br><b>(1) 水辺空間の保全</b>            |                                                                                      |                     | <b>2 水辺空間の保全・整備</b><br><b>(1) 水辺空間の保全</b>                                                                                                                                              |
| 190                                                  | ○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とし、特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。     | 河川課                 | ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（奄美市）等で実施。                                                                                                                                                        |
| <b>(2) ふれあい機会の充実</b>                                 |                                                                                      |                     | <b>(2) ふれあい機会の充実</b>                                                                                                                                                                   |
| 191                                                  | ○水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。                                        | 河川課                 | ○親水性に富む河川の整備を図るため、平成22年度までに26箇所において親水護岸を整備。                                                                                                                                            |
| 192                                                  | ○ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。                                                       | 港湾空港課               | ○国土保全との調和を図りつつ、快適な海岸環境の保全を図るため、平成22年度は2海岸で親水性護岸を整備。                                                                                                                                    |
| ○緑化護岸、自然石護岸及び遊歩道等を整備し、道路緑地、公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。 |                                                                                      | 砂防課<br>農地整備課        | ○平成22年度は事業なし。<br>○農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用し、親水施設等を1地区について整備。                                                                                           |
| 194                                                  | ○県内の名水、滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設等周辺環境の整備などに努めます。                                  | 観光課                 | ○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。                                                                                                                                                    |
| 195                                                  | ○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。                                                        | 都市計画課               | ○平成22年度は事業なし。                                                                                                                                                                          |
| 196                                                  | ○農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設などの整備を推進します。                                | 農地建設課               | ○ため池等整備工事を6地区、用排水施設整備工事を11地区で実施。                                                                                                                                                       |
| 197                                                  | ○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など、親水性に配慮した整備を推進します。                | 河川課                 | ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（奄美市）等で実施。                                                                                                                                                        |
| 198                                                  | ○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。                                                 | 河川課                 | ○平成22年度は事業なし。                                                                                                                                                                          |
| 199                                                  | ○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、整備を推進します。                             | 河川課                 | ○平成22年度は事業なし。                                                                                                                                                                          |
| 200                                                  | ○港湾については、快適な港空間の形成を図るため、地域の特性に応じ自然に溶け込み、生物にやさしい港を理念としたエコポート（環境と共生する港湾）の形成に努めます。      | 港湾空港課               | ○港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地、休憩所、トイレ、植栽等1地区を整備。                                                                                                                                     |
| 201                                                  | ○漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場としての漁港・漁村の整備や、漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。 | 漁港漁場課               | ○平成22年度は事業なし。                                                                                                                                                                          |
| <b>3 景観の形成</b><br><b>(1) 自然景観の保全</b>                 |                                                                                      |                     | <b>3 景観の形成</b><br><b>(1) 自然景観の保全</b>                                                                                                                                                   |
| 202                                                  | ○地域の自然的社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、農村景観及び海岸景観などの自然景観の保全に努めます。                             | 農地整備課               | ○多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの多面的機能の発揮や保全活動の支援事業を11地区で実施。（棚田等保全活動協賛事業）                                                                                                                 |
|                                                      |                                                                                      | 砂防課                 | ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進。                                                                                              |

|     |                                                                                                                                           |                |                                                                                                                                                                                                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 203 | <b>(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成</b><br>○歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。                                                                         | 地域政策課<br>文化財課  | <b>(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成</b><br>○市町村に対し、「歴史まちづくり法」の内容・活用法等についての情報を提供。<br>○伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業を実施。                                                                                                     |
| 204 | <b>(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成</b><br>○全県的かつ総合的に景観形成を推進するための基本的な指針となる県景観形成基本計画に基づき、本県における望ましい景観の形成を図ります。                                       | 地域政策課          | <b>(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成</b><br>○本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」に基づき、景観形成の普及啓発のための景観セミナーや景観表彰等の実施。また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣、景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修などを実施。 |
| 205 | ○都市地域における建造物の建設に当たっては、都市景観との調和に配慮します。                                                                                                     | 都市計画課          | ○これまでに、鹿児島市や鹿屋市において、鴨池ニュータウン業務地区、伊敷地区等の計20地区の地区計画を決定。                                                                                                                                                |
| 206 | ○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、街の美観の形成を促進します。                                                                                                   | 都市計画課          | ○屋外広告物の表示等に許可を要する「知事が定める町村の区域」として、天城町を追加（24町村中23町村となった）し、規制・誘導を推進。                                                                                                                                   |
| 207 | <b>(4) 各種事業による景観の形成</b><br>○市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど、景観の形成を促進します。                                                              | 道路維持課<br>地域政策課 | <b>(4) 各種事業による景観の形成</b><br>○平成22年度は事業なし。<br>○市町村等の景観づくりや計画づくりに対し、景観アドバイザーを派遣。                                                                                                                        |
| 208 | ○市町村における計画策定への助言等の他、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。                                                                                   | 地域政策課          | ○市町村や地域づくり団体等を対象団体とする景観アドバイザーの派遣<br>○NPO、自治会等を対象とする住民等による景観形成の取組に対する支援の実施（「地域ぐるみ景観づくり活動支援」）                                                                                                          |
| 209 | ○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。                                                                                | 森林整備課          | ○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、間伐や枝打等の森林整備を実施。                                                                                                                                                              |
| 210 | ○電線類の地中化事業による無電柱化を推進し、景観対策を図ります。                                                                                                          | 道路維持課<br>港湾空港課 | ○鹿児島東市来線他1路線で整備。<br>○平成22年度は事業なし。                                                                                                                                                                    |
| 211 | <b>第4節 かけがえのない地球環境の保全</b><br><b>1 地球環境保全活動の推進</b><br>○県地球環境保全行動計画で提案する環境保全に向けた具体的行動を、県民、事業者及び行政が自主的かつ積極的に全県的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。 | 地球温暖化対策課       | <b>第4節 かけがえのない地球環境の保全</b><br><b>1 地球環境保全活動の推進</b><br>○県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成22年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内3箇所で開催。                    |
| 212 | ○地球温暖化対策、省資源・省エネルギー対策及びフロン対策として、意識の啓発をはじめとする各種対策を推進します。                                                                                   | 地球温暖化対策課       | ○第12回かごしま環境フェアを鹿児島市で開催（平成22年11月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。                                                                                               |
| 213 | <b>2 地球温暖化の防止</b><br><b>(1) 推進体制の整備等</b><br>○本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「県地球温暖化対策推進計画」を策定します。                        | 地球温暖化対策課       | <b>2 地球温暖化の防止</b><br><b>(1) 推進体制の整備等</b><br>○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスについて具体的な削減目標や削減対策等を規定した県地球温暖化対策実行計画を平成23年3月に策定。                                                                              |
| 214 | ○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。                                                                                       | 地球温暖化対策課       | ○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者9名を平成22年4月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（委嘱期間H22.4～H24.3）。                                                                                                                |
| 215 | ○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。                                                                              | 地球温暖化対策課       | ○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。                                                                                                                                                 |
| 216 | ○地球温暖化防止活動を県民一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動や「地球温暖化対策地域協議会」等の活動を促進します。                                                                       | 地球温暖化対策課       | ○「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」の構成団体は167団体、また、鹿児島市、指宿市等において、地球温暖化対策地域協議会を設立。                                                                                                                                  |
| 217 | ○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組めます。                                                                                                | 地球温暖化対策課       | ○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。                                                                 |
| 218 | ○市町村の地球温暖化防止実行計画の策定を促進します。                                                                                                                | 地球温暖化対策課       | ○32市町村において地球温暖化防止実行計画を策定。                                                                                                                                                                            |
| 219 | <b>(2) 二酸化炭素の排出抑制</b><br><b>(2)ー1 省エネルギー対策</b><br>○日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。                                 | 地球温暖化対策課       | <b>(2) 二酸化炭素の排出抑制</b><br><b>(2)ー1 省エネルギー対策</b><br>○省資源・省エネルギーを啓発するため、環境関連のイベントでのパネル展、研修会を開催。                                                                                                         |



|     |                                                                                                                                          |                                |                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 220 | ○県，市町村，関係団体が連携して，アイドリングストップ運動を推進します。                                                                                                     | 地球温暖化対策課                       | ○県地球環境を守るかごしま県民運動において，荷物の積み卸しや人待ち時などのアイドリング・ストップの実践と普及啓発を実施。<br>○社団法人鹿児島県トラック協会など民間団体や企業において，アイドリング・ストップ運動を実施。                                                                   |
| 221 | ○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに，民間における普及を促進します。                                                                                                  | 地球温暖化対策課                       | ○県及び市町村において，低公害車（電気自動車，天然ガス自動車，ハイブリッド車）を導入，民間団体等では，ハイブリッド車を中心に導入。                                                                                                                |
| 222 | ○太陽光利用システムの導入や断熱化等の省エネルギー対策を推進します。                                                                                                       | 地球温暖化対策課                       | ○県自らが，事業者・消費者として，地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため，「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など，日常の行動を通した環境への負荷の削減を推進。また，「県環境物品等調達方針」を定め，グリーン購入を推進。                                             |
| 223 | ○省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備を促進します。                                                                                                             | 管財課                            | ○県庁舎に太陽光発電設備を導入。                                                                                                                                                                 |
| 224 | ○バス交通サービスの充実，在来鉄道の活性化，交通ターミナルのバリアフリー化により，利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し，公共交通の利用を促進します。                                                          | 住宅政策室<br>交通政策課                 | ○かごしま環境共生住宅ガイドブック，パンフレット，ホームページによる情報提供<br>○県内の公共交通機関のダイヤ，運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。<br>○各バス事業者において，運行ダイヤの改善や車両の低床化等利便性向上策や，バスの利用促進策を実施。<br>○一部の市町村において，コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。 |
| 225 | <b>(2)ー2 新エネルギーの導入</b><br>○県新エネルギー導入ビジョンに基づき，太陽光や風力による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。                                                      | 地球温暖化対策課                       | <b>(2)ー2 新エネルギーの導入</b><br>○事業者，市町村担当者等を対象とした「新エネルギー導入セミナー」を開催した。<br>○市町村において新エネルギー導入ビジョンを策定。                                                                                     |
| 226 | ○木質資源や畜産廃棄物，焼酎粕などの未利用資源については，バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。                                                                                    | 農業開発総合センター<br>林業振興課<br>食の安全推進課 | ○水利用型ヒートポンプを活用し，ハウスミカンでの重油使用量を大幅に削減。<br>○木質バイオマス利活用施設の整備を推進。<br>○鶏ふん発電施設や焼酎粕メタン発酵施設などが稼働中。                                                                                       |
| 227 | ○県や市町村による公共施設への新エネルギー導入を積極的に進めるとともに，事業者による新エネルギー導入を促進します。                                                                                | 地球温暖化対策課                       | ○市町村や事業者において，太陽光発電，天然ガスコージェネレーション，クリーンエネルギー自動車を導入。                                                                                                                               |
| 228 | <b>(2)ー3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進</b><br>○廃棄物の減量化を促進するとともに，廃棄物を再利用可能な資源として捉え，リサイクルを促進します。                                                        | 地球温暖化対策課                       | <b>(2)ー3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進</b><br>○地球環境を守るかごしま県民運動において，重点行動項目を決めて実践行動を推進。                                                                                                         |
|     |                                                                                                                                          | 廃棄物・リサイクル対策課                   | ○ごみ減量等推進研修会の開催，県政広報テレビ番組での啓発，マイバックキャンペーン等を実施。                                                                                                                                    |
| 229 | <b>(3)その他の温室効果ガスの排出抑制</b><br><b>(3)ー1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制</b><br>○家畜排せつ物等の適正処理と良質たい肥生産技術の開発・普及を通じて，メタンを中心とした温室効果ガスの排出抑制に努めます。   | 畜産課                            | <b>(3) その他の温室効果ガスの排出抑制</b><br><b>(3)ー1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制</b><br>○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。                                                                            |
| 230 | <b>(3)ー2 代替フロンの回収と適正処理</b><br>○フロン回収破壊法，家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき，温室効果ガスである代替フロンの適正処理を促進します。                                               | 廃棄物・リサイクル対策課                   | <b>(3)ー2 代替フロンの回収と適正処理</b><br>○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）の施行により，平成22年度末現在，フロン類回収業者187業者が知事の登録を受けて，カーエアコンのフロン回収を実施。<br>○第一種フロン類回収業者及び第二種フロン類回収業者が業務用冷凍空調機器，カーエアコンから代替フロン等の回収を実施。        |
| 231 | <b>(4) 二酸化炭素の吸収源対策</b><br>○二酸化炭素の吸収源としての森林の適切な保全・整備を図るため，長伐期施業，育成複層林施業等を通じて，二酸化炭素を吸収し，長期にわたって固定しうる森林づくりに努めます。また，公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。 | 森林整備課                          | <b>(4) 二酸化炭素の吸収源対策</b><br>○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため，育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。                                                                                                   |
|     |                                                                                                                                          | 都市計画課                          | ○県内15箇所において都市公園の整備を進めるとともに，県管理の道路の緑化を実施。                                                                                                                                         |
| 232 | <b>3 オゾン層の保護</b><br><b>(1) フロン回収の促進</b><br>○フロン回収破壊法，家電リサイクル法及び自動車リサイクル法の周知，適正な施行を図り，フロンの回収・破壊を促進します。                                    | 廃棄物・リサイクル対策課                   | <b>3 オゾン層の保護</b><br><b>(1) フロン回収の促進</b><br>○フロン回収破壊法（平成13年6月制定）の施行により，平成22年度末現在，業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類回収業者426業者が知事登録を受けて，フロンの回収を実施。                                                  |
| 233 | ○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに，工場・事業場に対する指導を強化します。                                                                                       | 廃棄物・リサイクル対策課                   | ○オゾン層保護対策推進月間（9月）等に，ポスター，パンフレットによりオゾン層保護，地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発。                                                                                                        |

|     |                                                                                                                                    |              |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 234 | <b>(2) 脱フロン化の促進</b><br>○金属製品等の洗浄剤などについて、脱フロン化を促進します。                                                                               | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(2) 脱フロン化の促進</b><br>○電子部品等の洗浄剤については、産業界の計画的な取組として水、炭化水素など代替物質への転換が進められている。<br>○ノンフロン製品の普及に係るパンフレットをイベント等で配布。                                                                                                        |
| 235 | ○公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。                                                                                     | 廃棄物・リサイクル対策課 |                                                                                                                                                                                                                        |
| 236 | <b>4 国際協力等の推進</b><br>○ボランティアや民間企業等が行う国際協力に対して、情報提供などの支援を行います。                                                                      | 国際交流課        | <b>4 国際協力等の推進</b><br>○青年海外協力隊の募集説明会等の広報                                                                                                                                                                                |
| 237 | ○環境の状況や環境保全技術について、情報を発信します。                                                                                                        | 環境林務課        | ○平成21年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成22年版環境白書650部を作成し、関係機関等へ配布。<br>○平成22年度実績なし                                                                                                                                 |
| 238 | ○大気汚染や水質汚濁等に関する環境汚染物質モニタリングや分析技術に関し、韓国や中国、東南アジアを中心に、技術者の派遣や研修生の受入れ、環境情報の相互提供に努めます。                                                 |              |                                                                                                                                                                                                                        |
| 239 | ○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。                                                                                       | 自然保護課        | ○ニュージーランド（屋久島町：姉妹木盟約）との交流における助成。                                                                                                                                                                                       |
| 240 | ○酸性雨について、モニタリングの実施などにより、実態把握や原因等の解明を促進します。                                                                                         | 環境保全課        | ○酸性雨が屋久島原生林の土壌、樹木に及ぼす影響について樹木衰退度調査、森林総合調査及び土壌調査を実施。                                                                                                                                                                    |
| 241 | <b>第5節 良好な環境を支える共通施策の推進</b><br><b>1 環境影響評価等の推進</b><br>○環境影響評価法、県環境影響評価条例及び個別法に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。            | 環境林務課        | <b>第5節 良好な環境を支える共通施策の推進</b><br><b>1 環境影響評価等の推進</b><br>○県環境影響評価条例に基づくもの1件について審査し、環境の保全の見地から意見を述べた。                                                                                                                      |
| 242 | ○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について一層の知見の集積を図ります。                                               | 環境林務課        | ○各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。                                                                                                                                                                                              |
| 243 | ○国土利用計画法、大規模取引事前指導要綱及び土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。                                                               | 環境林務課        | ○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導。                                                                                                                                           |
| 244 | <b>2 環境教育・環境学習の推進</b><br><b>(1) 環境教育・環境学習の機会の提供</b><br>○環境学習を体系的かつ計画的に推進するため、新たに県環境学習推進基本方針を策定します。                                 | 地球温暖化対策課     | <b>2 環境教育・環境学習の推進</b><br><b>(1) 環境教育・環境学習の機会の提供</b><br>○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。                                                                                                                                   |
| 245 | ○学校の「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育や生涯学習の場等における環境学習を推進します。                                                                                   | 義務教育課        | ○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。                                                                                                                                                              |
|     |                                                                                                                                    | 地球温暖化対策課     | ○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。                                                                                                                                                                                                |
| 246 | ○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内）、屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業、民間団体等の相互連携を推進します。 | 地球温暖化対策課     | ○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を、地球環境の大切さを学ぶ場として活用。<br>①小中学生等を対象として、「環境」「食」「農」をテーマとしたワークショップの開催。<br>②指導者養成講座等の開催                                                                                                           |
| 247 | ○教材、プログラムの提供、講師の派遣、環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。                                                                                        | 地球温暖化対策課     | ○「生命と環境の学習館」において、環境について考えるボードゲームや騒音計、生物観察用品等の貸出、水質調査用試薬やパンフレットの配布、環境学習アドバイザーの派遣等を実施。                                                                                                                                   |
| 248 | ○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。                                                                                              | 自然保護課<br>観光課 | ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。<br>○奄美群島では天城町、伊仙町で園地など公園利用施設を整備。                                                                                                                                              |
| 249 | ○学校における環境教育を総合的に推進するため、環境教育手引書や活用事例集の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。                               | 義務教育課        | ○学校における環境教育を総合的に推進。<br>①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。<br>②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催と長期休暇中の来所研修（各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても、環境教育の視点からの研修等あり）<br>③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣。<br>④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。 |

|                 |                                                                                    |          |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 250             | (2) 自主的実践活動の促進<br>○環境学習アドバイザー、グリーンマスター（みどりの指導員）及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。         | 地球温暖化対策課 | (2) 自主的実践活動の促進<br>○環境分野の有識者18人を環境学習アドバイザーに委嘱。                                                                                                                                                                                                            |
|                 |                                                                                    | 森林整備課    | ○グリーンマスター1名を認定（延べ41名）                                                                                                                                                                                                                                    |
|                 |                                                                                    | 自然保護課    | ○「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 251             | ○自主的実践活動に対し環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。                      | 地球温暖化対策課 | ○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、18名を環境学習アドバイザーとして委嘱（平成23年4月から2年間）。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として28回派遣し、1,871人が講座等を受講。                                                                                                                       |
| 252             | ○環境月間等でのキャンペーン、スターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入及び省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。 | 地球温暖化対策課 | ○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会、環境教育授業、ウミガメ保護パトロール等を実施し、環境保全意識の啓発に努めた。                                                                                                                                                                                              |
| 253             | ○自然環境の保護や環境保全活動を積極的に行っていくとする子供達を「かごしまこども環境大臣」に任命し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を行います。  | 地球温暖化対策課 | ○県内各地の環境保全活動を積極的に行っている小中学生6名を、こども環境大臣に任命。<br>○こども環境大臣サミットを平成22年7月28～29日に開催。かごしまこども環境宣言2010を作成。<br>○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。                                                                                                                                |
| 254             | ○次代を担う子供たちが自主的に環境学習や環境保全活動を行うこどもエコクラブの設置を促進します。                                    | 地球温暖化対策課 | ○平成22年度は、57クラブ（会員1,895人）が登録。<br>○こどもエコクラブサポーター研修会を平成23年1月15日（土）に開催。<br>○こどもエコクラブ交流会を平成22年8月28日（土）に開催。                                                                                                                                                    |
| 255             | (3) 環境教育・環境学習施設の活用<br>○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館、屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。           | 地球温暖化対策課 | (3) 環境教育・環境学習施設の充実<br>○環境教育や環境学習の拠点として、かごしま県民交流センターの「 <sup>いのち</sup> 生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催するとともに、図書やパンフレット、インターネットなどを通して情報を提供。                                                                                                            |
|                 |                                                                                    | 自然保護課    | ○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ310名が受講。<br>○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回、「ガイドセミナー」を年2回実施。                                                                                                                                                      |
| 256             | ○環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。                                         | 環境保健センター | ○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気テレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供。<br>○中学校等で開催している環境教育において、大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施。                                                                                                                              |
| 257             | ○自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。                                                   | 都市計画課    | ○環境教育・環境学習の場として公園を活用。                                                                                                                                                                                                                                    |
|                 |                                                                                    | 観光課      | ○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行った。                                                                                                                                                                                                      |
| 3 調査研究・監視観測等の充実 |                                                                                    |          |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 258             | (1) 調査研究の推進<br>○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。                           | 環境保健センター | (1) 調査研究の推進<br>○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施。<br>○高濃度光化学オキシダントの出現する要因を究明するため、原因となる大気汚染物質の発生状況の把握や気象条件等の解析を実施。                                                                                   |
|                 |                                                                                    | 環境保健センター | ○新環境基準に対応する航空機騒音測定・評価マニュアルに基づいた測定と現行手法による同時調査を現行調査地点で実施し、データを収集・解析することにより、新環境基準に対応できる体制の検討。<br>○地球温暖化が池田湖の水環境に及ぼす影響を把握するため、池田湖の栄養塩類の挙動等を詳細に調査し、水質変動機構について解析・検討。<br>○地球温暖化がもたらす日本沿岸域の水質変化を地方公共団体が蓄積してきた水質測定データを統一的に収集解析し、その適応策を構築するため国立環境研究所や他自治体等と共同で実施。 |
| 259             | ○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。                            | 環境保健センター | ○リモートセンシングデータの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。<br>○環境GISの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。                                                                                                                                                                            |
| 260             | ○リモートセンシングを利用した環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。                       | 環境保健センター | ○リモートセンシングデータの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。<br>○環境GISの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。                                                                                                                                                                            |

|     |                                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 261 | ○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。                            | 工業技術センター     | ○高濃度の窒素分を含む排水の処理で採用されている硝化脱窒法で、炭素源として添加される工業用メタノールの代替として、焼酎粕を活用し処理のコスト低減を図る試験研究を実施。<br>○地域の竹資源を活用した製品として開発中の木竹炭を主材とする住宅建材用炭化物ボードについて、さらに実用性能を向上させ製品化を加速するため、様々なVOCを効率的に吸着できる性能を付与し、調湿・結露防止効果も期待される機能性建材を開発する試験研究を実施。                                                               |
|     |                                                                                | 水産技術開発センター   | ○魚類養殖において、魚の餌飼料から海域へのリン等負荷物質を低減する可能性のある、魚粉代替物質等を配合した低魚粉飼料の試験を実施。                                                                                                                                                                                                                   |
|     |                                                                                | 環境保健センター     | ○大気粉じんのバイオアッセイによる遺伝毒性及び環境ホルモン活性を指標とした地域特性の調査研究を国立環境研究所等と共同で実施。<br>○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討。<br>○PM2.5と光化学オキシダントは、密接に関係しており広域汚染の影響を受けるため、それらの実態解明のため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析等を実施。                                                               |
|     |                                                                                | 森林技術総合センター   | ○気象変動に対応した原木シイタケ栽培技術を確立するため、中温系品種を用いた栽培や発生操作の効果等の試験を実施。<br>○クロマダラソテツシジミなど南方系の侵入害虫の防除に関する研究を実施                                                                                                                                                                                      |
|     |                                                                                | 農業開発総合センター   | ○畑から排出される一酸化二窒素発生抑制技術の開発を（独）農業環境技術研究所や公設農試と実施。<br>○野菜畑における土壌微量元素の過剰を軽減する土壌管理技術の開発を（独）農業環境技術研究所や公設農試と実施。<br>○焼酎粕を出さない焼酎製造法を用いて、焼酎副産物の新しい利用技術の開発を鹿児島大学や民間と実施。<br>○消費電力量の多い茶の防霜ファンについて、節電型防霜法を開発を（独）野菜茶業研究所等と実施。                                                                      |
| 262 | <b>(2) 監視観測体制の充実</b><br>○大気、水質、廃棄物、環境放射線等に関する監視観測体制を充実強化します。                   | 廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(2) 監視観測体制の充実</b><br>○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。<br>○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。                                                                                                                                                           |
|     |                                                                                | 自然保護課        | ○自然保護推進員69名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、自然保護監視員・推進員研修会を開催し、資質の向上を図った。<br>○希少野生動植物保護推進員82名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。<br>○鳥獣保護員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。 |
|     |                                                                                | 環境保全課        | ○9箇所の大気汚染常時監視測定局において、常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内2箇所監視調査を実施。（ほかに鹿児島市が2箇所実施）<br>○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水質など延べ38地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。                                                                                                                     |
| 263 | <b>4 環境情報の整備・提供</b><br>○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。                 | 地球温暖化対策課     | <b>4 環境情報の整備・提供</b><br>○かごしま県民交流センター「 <small>いのち</small> 生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて、各種書籍、パンフレット等の閲覧や配布を実施。                                                                                                                                                           |
| 264 | ○環境白書などにより、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。                                              | 環境林務課        | ○平成21年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成22年版環境白書650部を作成し、関係機関等へ配布。                                                                                                                                                                                                            |
| 265 | ○県民、事業者の自主的積極的な環境保全活動を支援するため、県内の自然資源の分布や環境の状況を把握し、画像情報等により提供します。               | 環境林務課        | ○平成22年版環境白書及び鹿児島県の環境（環境白書概要版）を県のホームページに掲載。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 266 | <b>5 公害紛争の適正処理</b><br>○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。 | 環境林務課        | <b>5 公害紛争の適正処理</b><br>○保健所等に配置されている公害苦情相談員等が54件の公害苦情相談に対応。                                                                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                      |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 267 | ○公害の紛争については、公害紛争処理法に基づく公害審査会において、あっせん、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。                                                                     | 環境林務課                              | ○平成22年度は、公害審査会への申請はなかった。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 268 | <b>6 環境に配慮した事業活動等の促進</b><br>○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入及び普及促進を図ります。                                                         | 地球温暖化対策課                           | <b>6 環境に配慮した事業活動等の促進</b><br>○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座の開催。<br>○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催、パンフレットの配布                                                                                                                                                                                       |
| 269 | ○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。                                                                                                  | 経営金融課                              | ○小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため、小規模企業者等設備導入資金制度を実施。<br>○一般廃棄物処理業者に対し、スーパー等から排出される食品残渣を飼料として再利用するための食品残渣リサイクル設備一式の導入資金の一部を平成17年度に貸付。<br>○グリーン購入法に基づく「県環境物品等調達方針」により環境配慮型製品を購入。<br>○市町村、地球環境を守るかごしま県民運動構成団体に対してグリーン購入の促進。                                                                                       |
| 270 | ○グリーン購入を促進します。                                                                                                                       | 地球温暖化対策課<br>経営金融課                  | ○産業廃棄物処理業者に対し、公共工事等で発生した伐採木を園芸用土として再利用するための木くず破砕機を平成16年度から貸与中。<br>○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等を実践。                                                                                                                                                                                             |
| 271 | ○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。                                                                                         | 地球温暖化対策課                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 272 | <b>第6節 環境保全に関する重点施策</b><br><b>1 ブルーリバー21の推進</b><br>○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。                                                          | 生活排水対策室                            | <b>第6節 環境保全に関する重点施策</b><br><b>1 ブルーリバー21の推進</b><br>○平成22年度末下水道処理人口普及率39.4%                                                                                                                                                                                                                               |
| 273 | ○農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を促進します。                                                                                                      | 生活排水対策室                            | ○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成22年度までに、9市12町2村56地区で事業に着手、うち9市12町2村の54地区で供用開始。                                                                                                                                                                                                                        |
| 274 | ○漁港背後地等の集落については、漁業集落排水施設の整備を促進します。                                                                                                   | 漁港漁場課                              | ○漁業集落排水施設の整備は、平成22年度までに7市町村13地区で事業に着手、うち11地区で供用開始。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 275 | ○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。                                                                                           | 生活排水対策室                            | ○平成22年度末浄化槽人口普及率27.7%                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 276 | <b>2 鹿児島湾ブルー計画の推進</b><br>○鹿児島湾の水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。                                                                 | 環境保全課                              | <b>2 鹿児島湾ブルー計画の推進</b><br>○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うなど水質保全に対する意識の啓発の推進。                                                                                                                                                                                                                   |
| 277 | ○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策などの発生源対策をはじめ、きめ細かな環境保全対策を推進します。                                                                    | 生活排水対策室<br>水産振興課<br>環境保全課<br>農産園芸課 | ○生活排水処理施設の整備を促進。平成22年度末污水处理人口普及率69.9%。<br>○県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖魚場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。<br>○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を実施。<br>○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。 |
| 278 | ○県、市町村及び住民団体・事業者団体等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。                                                                    | 畜産課<br>環境保全課                       | ○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施<br>○計画の推進にあたっては、「市内連絡調整会議」や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域市町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。                                                                                                                                                            |
| 279 | <b>3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進</b><br>○ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の常時監視と排出基準監視を通じ、ダイオキシン類による汚染の防止に努めます。また、環境保健センターに整備した分析機器等を活用し、監視体制の強化を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課<br>環境保全課<br>環境保健センター  | <b>3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進</b><br>○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。<br>○ダイオキシン類常時監視調査(大気4地点/年2回、水質・底質11地点/年1回、地下水質6地点/年1回、土壌6地点/年1回)を実施。<br>○ダイオキシン類の常時監視と排出基準監視等で得られた測定結果等のデータベース化及び調査研究の実施。                                                                                    |
| 280 | ○県ごみ処理広域化計画に基づき、焼却施設（溶融固化施設を含む）の整備を促進するとともに、既設の施設についても適切な改造を促進します。                                                                   | 廃棄物・リサイクル対策課                       | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、ごみ焼却施設1箇所（種子島地区広域事務組合）の整備を促進。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 281 | ○PRTR制度に基づく化学物質の排出・移動量調査を実施するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。                                                                      | 環境保全課                              | ○483事業所から届出があり、これを受付し、国に送付。本県のPRTRデータをまとめホームページに公開。                                                                                                                                                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                      |                       |                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 282 | <b>4 ごみ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進</b><br><b>(1) 普及啓発活動の展開</b><br>○県民自ら大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。          | 廃棄物・リサイクル対策課          | <b>4 ごみ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進</b><br><b>(1) 普及啓発活動の展開</b><br>○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター、リーフレット、リサイクル製品の配布等を実施。                                |
|     | ○産業廃棄物の適正処理について県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報の積極的な提供を行います。                                                                                       | 廃棄物・リサイクル対策課          | ○産業廃棄物処理に係る先進地視察や産業廃棄物セミナーを開催。                                                                                                                             |
| 284 | <b>(2) 循環システムの構築</b><br>○容器包装リサイクル法に基づき各市町村が策定した市町村分別収集計画により、リサイクルを促進します。                                                                            | 廃棄物・リサイクル対策課          | <b>(2) 循環システムの構築</b><br>○県内の全市町村が、容器包装リサイクル法に基づき、平成22年に第6期分別収集計画（平成23年度～平成27年度）を策定。                                                                        |
| 285 | ○家電リサイクル法に基づき、対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発を図ります。                                                                                | 廃棄物・リサイクル対策課          | ○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望。                                                                                                       |
| 286 | ○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。                                                                                                             | 廃棄物・リサイクル対策課          | ○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（(財)自動車リサイクル促進センター）の円滑な運用を促進。                                                                            |
| 287 | ○再資源化・溶融固化施設の広域的整備を促進します。                                                                                                                            | 廃棄物・リサイクル対策課          | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、平成22年度は南種子町と種子島地区広域事務組合において、リサイクルセンターを整備。                                                                                            |
| 288 | ○ごみを破砕選別し資源化するとともに、リサイクルに関する啓発・学習などを行う複合的な施設であるリサイクルプラザの広域的な整備を促進します。                                                                                | 廃棄物・リサイクル対策課          | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、平成22年度は南種子町と種子島地区広域事務組合において、リサイクルセンターを整備。                                                                                            |
| 289 | ○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務づけるほか、事業者間における産業廃棄物のリサイクルに関する情報交換制度の周知活用を図ることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。                      | 廃棄物・リサイクル対策課          | ○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）の111事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）の18事業所が処理計画を策定。                                                                       |
| 290 | ○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者と受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理について指導します。                                                              | 技術管理室                 | ○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導。                                                                                                              |
| 291 | <b>(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備</b><br>○今後整備する産業廃棄物の管理型最終処分場については、施設のより一層の信頼性・安全性を高めるため、基本的に公共関与による整備を関係市町村長や関係者と協議して推進します。                                | 廃棄物・リサイクル対策課          | <b>(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備</b><br>○関係自治会と基本協定や環境保全協定、地域振興に関する確認書の締結を行うとともに、事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社に対し、廃棄物処理法に基づく施設設置許可を行った。<br>○先進地視察や環境整備公社だよりの配布等普及啓発活動を実施。 |
| 292 | <b>(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等</b><br>○環境関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。                                   | 産業立地課<br>廃棄物・リサイクル対策課 | <b>(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等</b><br>○環境関連企業の立地に向け誘致活動を展開。<br>○リサイクルに資する施設整備及び研究開発に対する補助制度を実施（H17～）<br>・施設設備整備補助 2件 11,000千円                 |
| 293 | <b>5 環境保全型農業の推進</b><br><b>(1) 環境にやさしい産地づくり</b><br>○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質なたい肥生産に努めるとともに、それらのたい肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特徴を活かした、持続性の高い環境にやさしい農業の導入を促進します。 | 食の安全推進課               | <b>5 環境と調和した農業の推進</b><br><b>(1) 環境と調和した産地づくり</b><br>○県良質堆肥生産利用推進協議会と連携して、良質なたい肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。                                                 |
| 294 | ○土壤診断に基づく化学肥料の適正な使用に努めるとともに、病虫害発生予察による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。                                                                            | 食の安全推進課               | ○土壤診断に基づく適正な施肥により化学肥料の10アール当たりの施肥量は63.5%（H21/H8比）に削減。病虫害発生予察に基づく農薬の適正使用により、10アール当たりの使用量は約50%（H22/H8比）に削減。                                                  |
| 295 | ○農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を促進します。                                                                                                       | 食の安全推進課               | ○地域ぐるみの回収処理の推進により、農業用廃プラスチックの4,210トン（総排出量の約7割）を再生処理。                                                                                                       |
| 296 | ○健全な土づくりと化学肥料や化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成するとともに、これらの取組に対する消費者の理解促進を図ります。                                                                            | 食の安全推進課               | ○エコファーマーが新たに277人（累計4,428人）認定されるなど、産地ぐるみでの取組が増加。                                                                                                            |
| 297 | <b>(2) 環境にやさしい畜産経営の実現</b><br>○「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を強化し、環境汚染の防止に努めるなど環境にやさしい畜産経営の実現を目指します。                          | 畜産課                   | <b>(2) 環境と調和した畜産経営の実現</b><br>○家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施。                                                     |
| 298 | ○家畜排せつ物処理施設等の計画的整備を進め、家畜排せつ物の適正処理を促進します。                                                                                                             | 畜産課                   | ○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等により、畜産農家40戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施。                                                                                             |

|     |                                                                                                                  |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 299 | ○たい肥コンクールや生産指導等によるたい肥の品質向上と耕種面での利用の促進を図ります。                                                                      | 食の安全推進課                                | ○口蹄疫の発生を受け、「たい肥コンクール」は中止したが、「県良質たい肥生産利用推進研究会」を開催。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 300 | <b>(3) 農業技術の開発・普及</b><br>○化学肥料・化学合成農薬等を削減するための技術の開発や改善及び新しい有機質肥料の研究・開発を進めるとともに、これらの普及を進めます。                      | 農産園芸課<br><br>食の安全推進課<br><br>農業開発総合センター | <b>(3) 環境と調和した農業技術の開発・普及</b><br>○農薬の使用量については、茶の害虫であるハマキムシ類の性フェロモン剤を活用した総合防除体系を県内茶園の約3割に普及。<br>○病虫害発生予察情報の提供等による農薬の適正使用により、10アール当たり使用量を約50%（H22/H8比）に削減。<br>○化学肥料削減につながる簡易な地力窒素診断法の実施。<br>○水稲・露地野菜のリン酸・加里肥料削減に向けた試験研究を実施。<br>○ポンカンにおいて節減対象農薬および化学肥料を5割以下に削減しても樹勢、収量及び品質に影響が少ないことを確認し、特別栽培農産物の栽培事例を提示。<br>○シラス台地畑において、家畜ふん堆肥を活用した施肥や家畜ふん尿等の適正施肥など、地域の実情に即した環境負荷低減技術を提示。<br>○土壌機能を活かしたリン酸などの効率的施肥技術の開発を実施。<br>○チャの病害輪斑病の農薬耐性菌の拡大を防止する効果的防除技術の開発を実施。<br>○ピーマンの線虫や青枯病等に対する複合抵抗性台木品種を育成するため、県内各産地の線虫に対する抵抗性評価を実施。 |
| 301 | <b>(4) 推進体制</b><br>○環境にやさしい農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。                                          | 食の安全推進課                                | <b>(4) 環境と調和した農業の推進体制</b><br>○県農業環境協会等関係機関・団体と一体となって、「環境と調和した農業」の実現のための総合的な啓発・普及活動を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 302 | <b>6 屋久島環境文化村構想の推進</b><br>○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。                         | 自然保護課                                  | <b>6 屋久島環境文化村構想の推進</b><br>○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を3回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部の保全のための協力金について検討を行った。<br>○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を37,000部作成・配布。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 303 | ○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進に努めることにより、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。                                          | 自然保護課                                  | ○屋久島環境文化村センター入館者数57,898人、研修センター入館者数6,383人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 304 | ○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。                                             | 自然保護課                                  | ○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開催し、延べ310名が受講。<br>○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回、「ガイドセミナー」を年2回開催。<br>○屋久島環境文化村センター入館者数57,898人、研修センター入館者数6,383人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 305 | ○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。                                                                     | 自然保護課                                  | ○ニュージーランド（屋久島町：姉妹木盟約）との交流における助成。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 306 | ○屋久島の自然環境の保全を図る上で、自然保護の充実さらには適正な利用促進のための環境キップや協力金などの適切な制度の導入の検討を進めます。                                            | 自然保護課                                  | ○山岳部において屋久島山岳部保全募金を実施し、その普及に努めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 307 | <b>7 奄美群島自然共生プランの推進</b><br><b>(1) 自然共生ネットワークの形成</b><br>○奄美の地域資源（「宝」）を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークの形成に努めます。 | 自然保護課                                  | <b>7 奄美群島自然共生プランの推進</b><br><b>(1) 自然共生ネットワークの形成</b><br>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 308 | <b>(2) サンゴ礁と海岸の保全</b><br>○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するための諸施策を一体として推進します。                                                     | 自然保護課                                  | <b>(2) サンゴ礁と海岸の保全</b><br>○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。（平成22年度オニヒトデ捕獲数 531匹）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 309 | <b>(3) 希少な野生動植物と森林の保全</b><br>○アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモ等の希少な野生動植物と奄美の森を保全するための施策を一体として推進します。               | 自然保護課                                  | <b>(3) 希少な野生動植物と森林の保全</b><br>○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成22年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha（群島面積の4.1%）の鳥獣保護区を指定。<br>○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 310 | <b>(4) 身近な自然の保全</b><br>○里地・里山等を保護・管理・保全するための施策を一体として推進します。                                                       | 環境林務課                                  | <b>(4) 身近な自然の保全</b><br>○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |



|     |                                                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 311 | <b>(5) 自然再生の検討</b><br>○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失ってしまっている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。                                 | 自然保護課               | <b>(5) 自然再生の検討</b><br>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。                                                                                                             |
| 312 | <b>(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進</b><br>○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を積極的に推進します。                                                                 | 観光課                 | <b>(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進</b><br>○旅行エージェント等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。                                                                                                       |
| 313 | <b>(7) 奄美のブランドの創出</b><br>○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化を活用して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。                                                    | 自然保護課<br>観光課        | <b>(7) 奄美のブランドの創出</b><br>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。<br>○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。                                                       |
| 314 | <b>(8) 自然に対する配慮の徹底</b><br>○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、率先した自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行います。                         | 自然保護課               | <b>(8) 自然に対する配慮の徹底</b><br>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。<br>○自然への配慮ガイドラインハンドブックを作成し、奄美群島内の全世帯に配布。                                                                |
| 315 | <b>(9) 世界自然遺産登録に向けた取組</b><br>○地域の合意形成のもと、世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。                                                                                | 自然保護課               | <b>(9) 世界自然遺産登録に向けた取組</b><br>○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。                                                                                         |
| 316 | <b>8 新グリーンプラン21の推進</b><br><b>(1) みどりの造成</b><br>○みどり豊かで潤いのある県土づくりを進めるため、森林や農地の整備に努めるとともに、都市公園などみどりの拠点となる施設の整備・拡充や道路、河川、庁舎等の緑化、住宅等の身近なみどりづくりを推進します。 | 管財課<br>観光課<br>森林整備課 | <b>8 新グリーンプラン21の推進</b><br><b>(1) みどりの造成</b><br>○庁舎敷地内の樹木について、剪定や施肥等の維持管理を行い、緑化に努めた。<br>○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、奄美市で観光施設の修景殖栽等を実施。<br>○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、人工造林等を実施。     |
| 317 | <b>(2) みどりの保全</b><br>○県民に受け継がれてきた、美しい景観に恵まれた自然や名木、古木等の貴重なみどりの適正な保全を図ります。                                                                          | 森林整備課               | <b>(2) みどりの保全</b><br>○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、主要幹線沿いのみどり景観整備、港湾・漁港の緑地整備等を実施。                                                                                |
| 318 | <b>(3) みどりの利用</b><br>○みどりを守り育てていくためには、みどりを多面的に活用していくことを通じて、みどりの持つ機能の向上を図っていくことが必要です。このため、都市公園や里山林、農地など身近なみどりを活用するとともに、森林や農とのふれあいを促進します。           | 森林整備課<br>地球温暖化対策課   | <b>(3) みどりの利用</b><br>○県民の森・照葉樹の森において各種イベントを開催し、県民が森林とふれあう機会を提供。                                                                                                                       |
| 319 | <b>(4) 県民総参加のみどりづくり</b><br>○みどりを守り育てていくため、みどりづくりの普及啓発の充実や自主的な活動の促進、みどりを支える人の育成・支援等を行うことにより、県民総参加の取組を推進します。                                        | 森林整備課               | <b>(4) 県民総参加のみどりづくり</b><br>○グリーンマスター1名を認定（延べ41名）                                                                                                                                      |
| 320 | ○県民が一体となった取組を推進するため、広報誌やインターネット等の活用及びみどりの教育・みどりの学習等の機会を通じて、広く、また継続的に緑化思想の普及・啓発を図ります。                                                              | 森林整備課<br>地球温暖化対策課   | ○広報誌やインターネット等を活用した緑化思想の普及・啓発を推進。<br>○県民自ら企画・実施する「森林・林業学習」と「森林の整備保全活動等」を支援。                                                                                                            |
| 321 | <b>(5) 計画の効果的な推進</b><br>○地域性を活かした総合的な観点から緑化を推進するため、国や県、市町村の緑化行政の連携を強化します。                                                                         | 森林整備課               | <b>(5) 計画の効果的な推進</b><br>○市町村みどり推進協議会や（財）かごしまみどりの基金と連携し、みどりの県土づくりを推進。                                                                                                                  |
| 322 | <b>9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進</b><br><b>(1) 県民運動推進体制の整備</b><br>○県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議の運営を行うとともに、市町村推進組織の設置を促進します。                                        | 地球温暖化対策課            | <b>9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進</b><br><b>(1) 県民運動推進体制の整備</b><br>○県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成22年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内3箇所で開催。 |
| 323 | ○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置します。                                                                                                                        | 地球温暖化対策課            | ○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。                                                                                                                                  |
| 324 | ○県民運動推進員や「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。                                                                                                               | 地球温暖化対策課            | ○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者9名を平成22年4月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（委嘱期間H22.4～H24.3）。                                                                                                 |

|     |                                                                                           |                   |                                                                                                                                                                                          |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 325 | <b>(2) 県民運動の展開</b><br>○毎年度重点行動項目を設定し、自主的、積極的な環境保全活動を推進します。                                | 地球温暖化対策課          | <b>(2) 県民運動の展開</b><br>○電気、水、燃料使用量の削減、廃棄物の減量化やリサイクル等毎年度重点項目を決めて、運動を推進。                                                                                                                    |
| 326 | ○県民運動推進大会や環境フェアを開催します。                                                                    | 地球温暖化対策課          | ○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会を鹿児島市で開催（平成22年6月）し、地球温暖化防止に関する講演や環境保全活動団体等の表彰を行った。<br>○第12回かごしま環境フェアを鹿児島市で開催（平成22年11月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示、活動事例発表会などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。 |
| 327 | <b>(3) 環境学習ネットワークの構築推進</b><br>○新たな環境学習基本方針を策定します。                                         | 地球温暖化対策課          | <b>(3) 環境学習ネットワークの構築推進</b><br>○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。                                                                                                                              |
| 328 | ○生命と環境の学習館の活用を促進します。                                                                      | 地球温暖化対策課          | ○「 <sup>いのち</sup> 生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成22年度は34,934人が入館。                                                                                                              |
| 329 | ○学校における環境教育との連携を図ります。                                                                     | 地球温暖化対策課          | ○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。                                                                                                                                                                  |
| 330 | ○こどもエコクラブの設置を促進します。                                                                       | 地球温暖化対策課          | ○平成22年度は、57クラブ（会員1,895人）が登録。                                                                                                                                                             |
| 331 | ○環境学習アドバイザーの活用を促進します。                                                                     | 地球温暖化対策課          | ○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として28回派遣し、1,871人が講座等を受講。                                                                                                                           |
| 332 | <b>10 新エネルギープラン21の推進</b><br>○太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入促進及び普及啓発の推進のほか、公共施設への新エネルギーの導入を促進します。 | 地球温暖化対策課          | <b>10 新エネルギープラン21の推進</b><br>○市町村や事業者において太陽光発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。                                                                                                            |
| 333 | ○地熱開発調査や中小地熱の有効利用を促進します。                                                                  | 地域政策課             | ○平成22年度該当なし。                                                                                                                                                                             |
| 334 | <b>11 環境共生住宅の整備促進</b><br>○環境共生モデル公営住宅の建設を促進します。                                           | 住宅政策室             | <b>11 環境共生住宅の要素を取り入れた公営住宅の整備促進</b><br>○平成22年度は実績なし                                                                                                                                       |
| 335 | <b>12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進</b><br>○森林吸収源対策推進プランに基づき、管理不十分な森林を含む重点区域の整備・保全を進めます。           | 林業振興課             | <b>12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進</b><br>○森林吸収源対策推進プランは平成19年度で終了。平成19年度末までに道路開設7,728m(累計)、森林整備・保全1,180ha(累計)を実施。                                                                                |
| 336 | ○緊急に間伐等の保育が必要とされる森林において、重点的な森林整備を推進します。                                                   | 森林整備課             | ○健全な森林を育成するため森林の整備を実施するとともに、特に間伐については間伐推進5カ年計画に基づき実施。                                                                                                                                    |
| 337 | ○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。                               | 森林整備課             | ○治山事業により121haの造成・維持管理を実施。                                                                                                                                                                |
| 338 | ○松くい虫や野生鳥獣等による森林・林業被害の防止を図ります。                                                            | 森林整備課             | ○松くい虫及び野生鳥獣等による森林・林業被害を防止するため、薬剤の空中散布1,245ha、地上散布151ha、伐倒駆除等9,536m <sup>3</sup> を実施し、有害鳥獣捕獲等に補助金を交付。                                                                                     |
| 339 | ○化石燃料の使用を抑制し、製材工場残材等を利用した木質バイオマスの活用を推進します。                                                | 林業振興課             | ○木質バイオマス利活用施設の整備を推進。                                                                                                                                                                     |
| 340 | ○森林吸収源対策として検証可能な森林資源データの整備を進めます。                                                          | 林業振興課             | ○平成17年度で調査終了                                                                                                                                                                             |
| 341 | <b>13 環境学習ネットワークの構築</b><br>○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集するとともに提供する体制の整備に努めます。                   | 地球温暖化対策課<br>自然保護課 | <b>13 環境学習ネットワークの構築</b><br>○かごしま県民交流センター「 <sup>いのち</sup> 生命と環境の学習館」において、各種書籍、パンフレット等により環境保全活動等に関する情報を県民に提供。<br>○屋久島環境文化村センターにおいて、屋久島の自然や文化等に関する情報を提供。                                    |
| 342 | ○屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業及び民間団体等の相互連携を強化します。           | 自然保護課             | ○平成22年度実績なし                                                                                                                                                                              |
| 343 | ○生命と環境の学習館を環境学習の拠点として活用します。                                                               | 地球温暖化対策課          | ○「 <sup>いのち</sup> 生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催。平成22年度は34,934人が入館。                                                                                                                |
| 344 | ○屋久島環境文化村中核施設などによる自然を活かした自然体験型環境学習を推進します。                                                 | 自然保護課             | ○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ310名が受講。<br>○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回、「ガイドセミナー」を年2回実施。                                                                                      |
| 345 | ○自主的な環境学習や環境保全活動に対する環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを推進します。                    | 地球温暖化対策課          | ○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として28回派遣し、1,871人が講座等を受講。<br>○こどもエコクラブ交流会を日置市、こどもエコクラブサポーター研修会を鹿児島市で開催。                                                                             |

